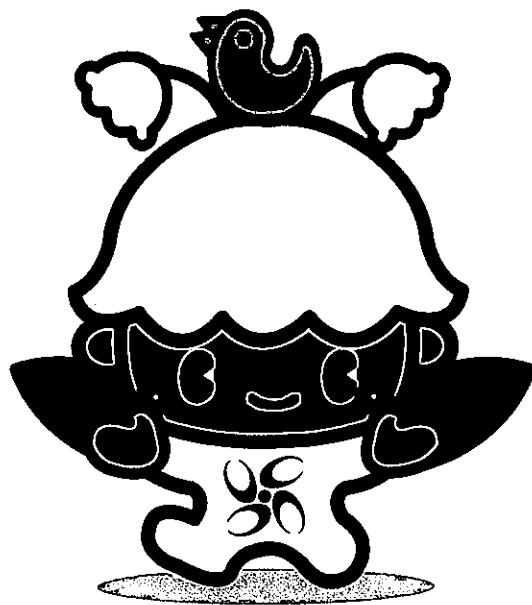


宇陀市次世代育成支援後期行動計画

子どもたちが地域に見守られ
安心してかがやく未来に羽ばたけるまち 宇陀



平成 22 年 3 月

宇陀市

はじめに

近年わが国の少子化は、不安定な経済状況や晩婚・晩産化などにより、ますます進行しており、このため、わが国の経済力や社会保障制度など国民生活全体に多大な影響を及ぼすことが危惧されています。また、同時に高齢化が進んでいることで、年金、医療、介護などの社会保障費が増加して、国民の負担が増大することも懸念されています。

こうした状況に対応するために、国が平成15年に制定した「次世代育成支援対策推進法」により、国や地方公共団体のみならず、一般事業主及び特定事業主に各々の行動計画の策定が義務付けられました。

平成18年1月に旧大宇陀町、旧菟田野町、旧榛原町、旧室生村が合併し、宇陀市が発足いたしました。本市においては、合併前のそれぞれの旧町村が、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年3月に「次世代育成支援行動計画」（前期計画）を策定し子どもの健やかな成長と子育てを支援するための施策を推進してきましたが、今回、新しく宇陀市として社会情勢や、子どもと子育て家庭を取り巻く現状・意識や旧町村の前期計画の進捗状況等を踏まえ、次代を担う子どもと子育て家庭への支援を総合的・計画的に推進することを目的に、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とする「宇陀市次世代育成支援後期行動計画」を策定いたしました。

この計画では、宇陀市がこれから進めていく施策の具体的方向性を示しており、旧町村の前期計画のそれぞれの理念を継承した基本理念「子どもたちが地域に見守られ安心してかがやく未来に羽ばたけるまち 宇陀」の実現を目指すこととしています。

今後は、行政、企業、地域が連携し、社会全体で子育てを支える環境を整えるため、計画の推進に努めて参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

計画の策定にあたり、ニーズ調査において、ご協力いただきました児童の保護者の皆様、また貴重なご意見をいただきました「宇陀市次世代育成支援行動計画及び推進委員会」委員をはじめ、関係各位の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成22年3月

宇陀市長 竹内 幹郎

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3. 計画の位置付けと期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2章 宇陀市の少子化の動向と子育ての状況

1. 少子化の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 家庭や地域の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
3. 行政サービス等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
4. ニーズ調査からみた宇陀市の子育ての状況・・・・・・・・12
5. 宇陀市における子育て関係のニーズ調査や統計資料からみた特徴・・・・・・26

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
2. 基本的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
3. 施策目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
4. 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

第4章 各施策目標の推進方向

1. 子どもが心身ともに健やかに成長するための支援・・・・・・・・32
2. 子どもの安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進・・・・・・・・・・39
4. 子育てを支援する生活環境づくり・・・・・・・・・・40
5. 子育てと仕事との両立の支援・・・・・・・・・・42
6. 地域における子育ての支援・・・・・・・・・・44

第5章 目標事業量・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

第6章 計画の推進に向けて

1. 推進体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
2. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・48

資料

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

近年わが国の少子化傾向は、ますます進行し、2005（平成17）年には合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数）が1.26まで低下しましたが、2006（平成18）年には1.32、2007（平成19）年には1.34となり、わずかながら2年連続で増加に転じています。しかし、いわゆる団塊ジュニア世代（※1）が出産適齢期から外れつつあるため、このまま増加傾向を持続できるか否か依然として不透明な状況です。国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口（平成18年12月推計）においても、合計特殊出生率は、2055（平成67）年には1.26になると想定しています。

国は、こうした出生率の動向を踏まえ、少子化の進行がわが国の経済力や社会保障制度など国民生活全体に多大な影響を及ぼすと危惧されることから、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境作りに向けての検討を始め、1994（平成6）年に「エンゼルプラン」を策定し、1999（平成11）年度を目標として保育サービスの充実を図り、同年には、保育サービスに加え雇用、母子保健等の事業も盛り込んだ「新エンゼルプラン」を策定しました。また、2003（平成15）年には次世代育成支援対策推進法が制定され、家庭と事業者、行政が一体となって次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために、地方公共団体、一般事業主及び特定事業主に各々の行動計画の策定が義務付けられました。

宇陀市においては、2006（平成18）年1月に旧大宇陀町、旧菟田野町、旧榛原町、旧室生村が合併し、宇陀市が発足しました。それぞれの旧町村が、2005（平成17）年3月に「次世代育成支援行動計画」（前期計画）を策定し、総合的な子育て支援を行ってきました。この間社会経済情勢、子どもを取り巻く環境等が変化する中、これまでの実績や効果を踏まえ旧町村前期計画の見直しを行い、新しく宇陀市として後期計画を策定し、より充実した子育て支援施策を推進することによって、このまちで子どもを生み、育てたいと思えるような魅力あるまちを目指します。

※1：わが国において1971年から1974年までの第2次ベビーブーム期に生まれた世代をいう。（1970年生まれを含む場合もある。）

2. 計画の性格

本計画は、就学前児童、小学生児童の生活実態や子育てに関するニーズ並びに旧町村前期計画の実績や効果などを踏まえ、家庭をはじめ行政、地域、事業者などすべてのものを対象とし、家庭と地域と行政が協働して、次代の社会を担う子どもたちの健全育成をめざす取り組みを推進するために策定します。

3. 計画の位置付けと期間

「市町村行動計画」は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取り組みを推進することを目的とする10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」によって、地方公共団体に策定が義務付けられた計画であり、平成17年度からの5年間の前期計画、平成22年度から平成26年度までの5年間の後期計画とします。

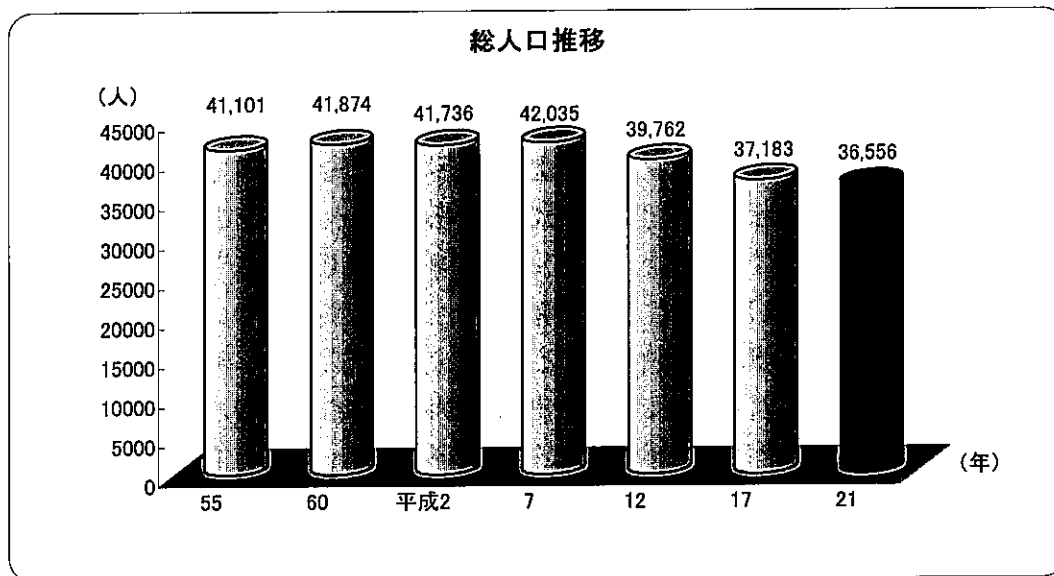
第2章 宇陀市の少子化の動向と子育ての状況

1. 少子化の動向

(1) 人口の推移

① 総人口の推移

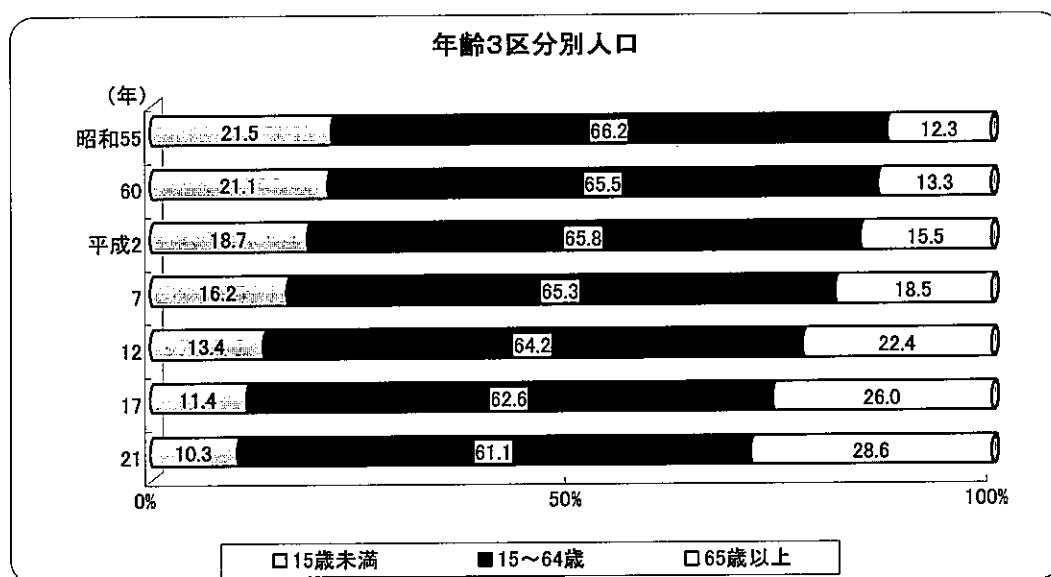
平成7年以降減少傾向となっており、平成21年には36,556人と平成7年の約9割となっています。



資料（国勢調査）※平成21年は住民基本台帳と外国人登録名簿より

② 年齢3区分別人口の推移

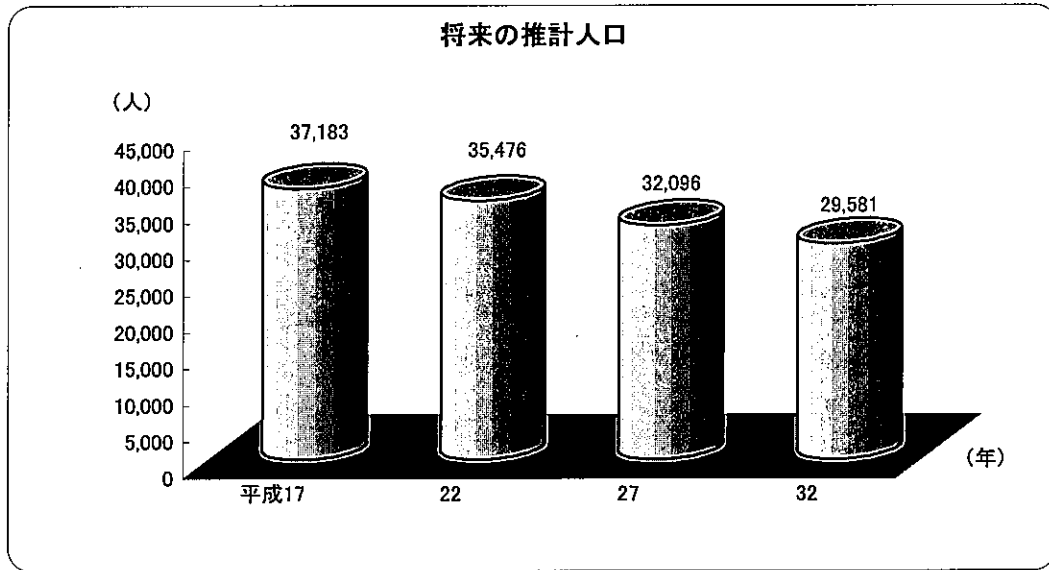
15歳未満の年少人口比率は減少傾向にあり、平成21年は10.3%となっています。一方、65歳以上の高齢者人口比率は増加傾向にあります。



資料（国勢調査）※平成21年は住民基本台帳と外国人登録名簿より

③ 将来の人口推計

将来の人口は減少傾向にあり、平成 32 年には 29,581 人と平成 17 年から約 8 千人の減少が予測されています。



資料（国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」（平成 20 年 12 月推計）

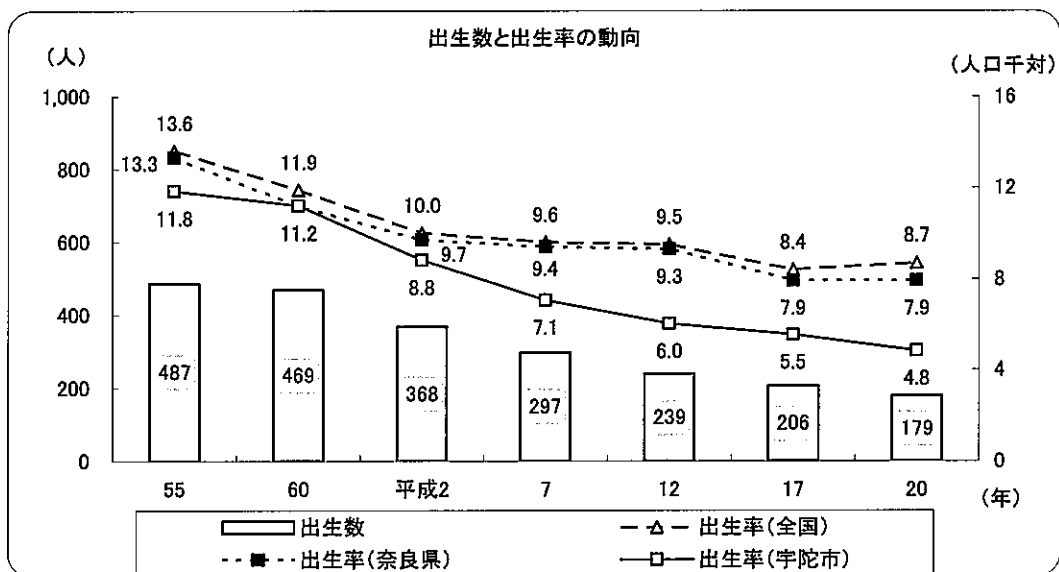
(2) 出生の動向

① 出生数と出生率の動向

出生数は、昭和 55 年の 487 人から平成 20 年の 179 人まで 308 人減少しています。

出生率も減少傾向が続いており、平成 20 年の出生率（人口千人当たりの出生数）は 4.8 となっており、奈良県の 7.9 や全国の 8.7 を下回っています。

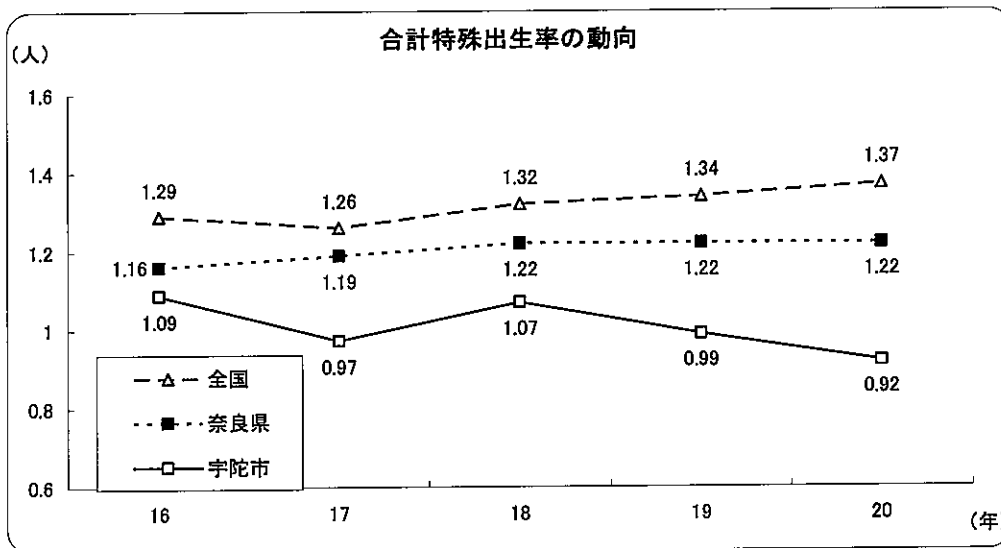
これらは、出産適齢期が含まれる 15～64 歳人口の減少が大きく影響していると考えられます。



資料（人口動態統計）

② 合計特殊出生率*の推移

平成 20 年の合計特殊出生率は 0.92 であり、全国の 1.37、奈良県の 1.22 を下回っています。平成 16 年以降は 1.00 前後で増減を繰り返しています。



資料（人口動態統計等）

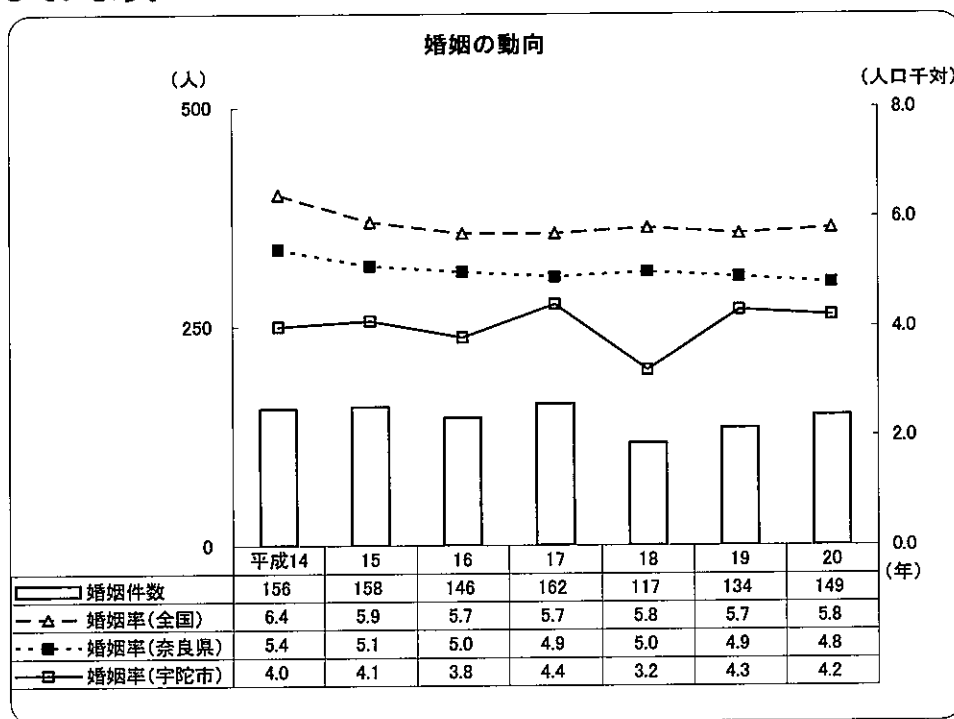
※合計特殊出生率とは、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別（年齢階級別）出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別（年齢階級別）出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当し、人口動態の出生の傾向をみるときの主要な指標となっている。

(3) 婚姻・離婚の動向

① 婚姻の動向

平成 20 年の婚姻件数は 149 件で、平成 14 年以降は減少傾向にあります。

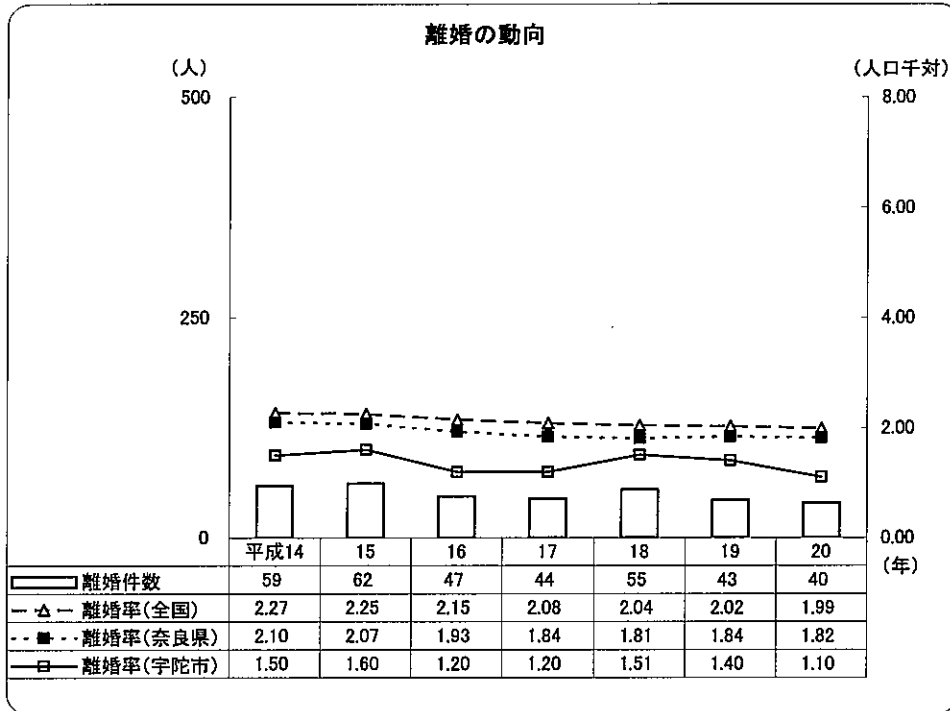
婚姻率（人口千人あたりの婚姻件数）は、全国や奈良県より低くなっており、毎年 4.0%前後で推移しています。



資料（人口動態統計）

② 離婚の動向

平成 20 年の離婚件数は 40 件で、平成 14 年からは減少傾向にあります。離婚率(人口千人あたりの離婚件数)も、全国や奈良県より低くなっており、毎年 1.4%前後で推移しています。



資料(人口動態統計)

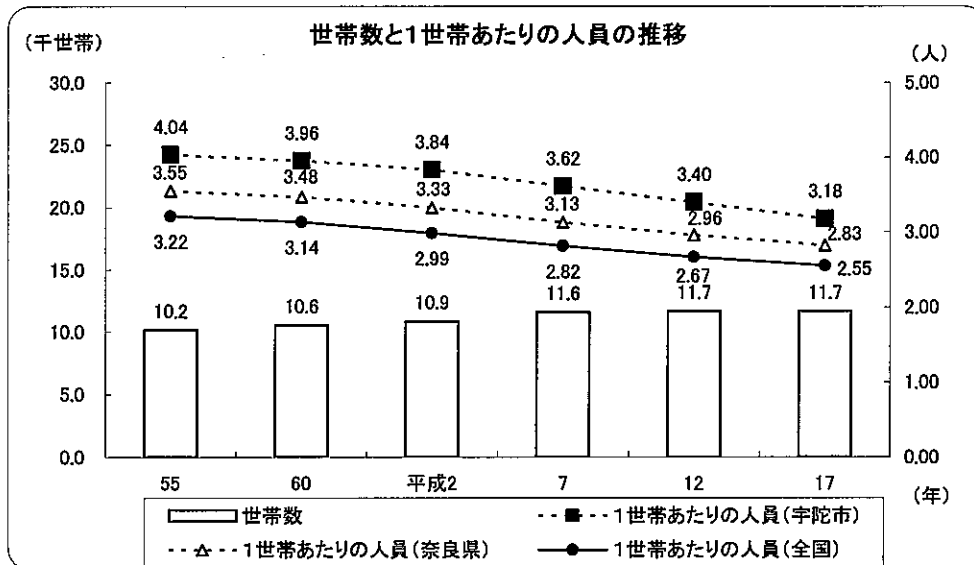
2. 家庭や地域の動向

(1) 世帯の動向

① 世帯数の推移

世帯数は昭和 55 年以降増加傾向となっており、平成 17 年には 11,686 世帯となり、昭和 55 年に比べ約 1,500 世帯、約 13%増加しています。

一方、1 世帯あたりの人員は減り続けており、昭和 55 年の 4.04 人から平成 17 年には 3.18 人と 25 年間で 0.86 人減少しています。しかしながら奈良県や全国よりも 1 世帯あたりの人員数は上回っています。



資料(国勢調査)

② 子どものいる世帯の状況

1世帯あたりの子どもの数は、平成12年と17年を比較すると、18歳未満の子どものいる世帯、6歳未満の子どものいる世帯いずれも全国、奈良県とも減少しています。

宇陀市の1世帯あたりの子どもの数は、18歳未満のいる世帯では平成12年の1.83から平成17年は1.76と大きく減少しました。しかし、6歳未満の子どものいる世帯は平成17年で1.37と平成12年と同数となっています。

1世帯あたりの子どもの数（単位：人）

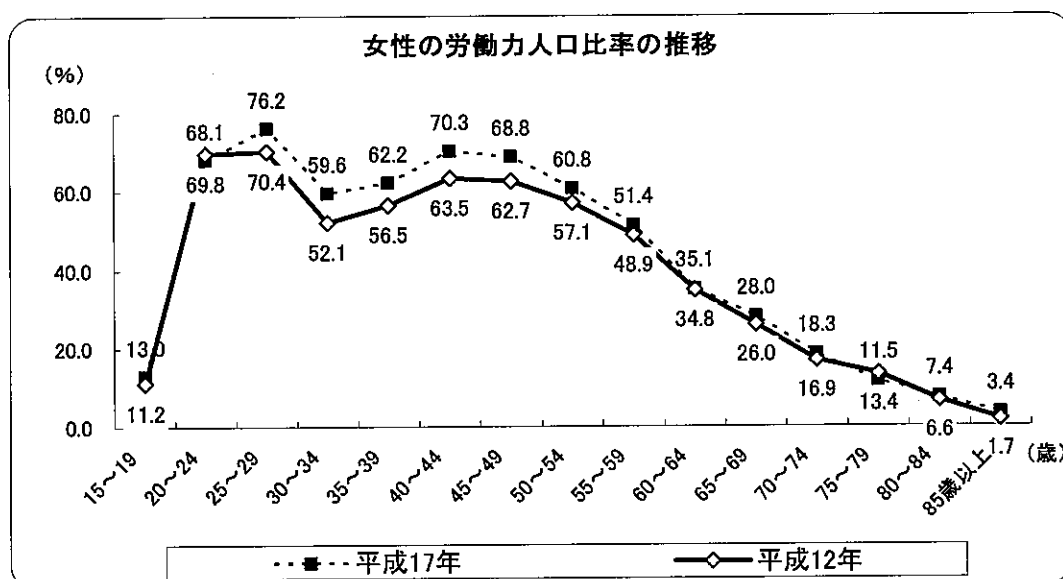
		年	平成12	平成17
18歳未満 の子どもの いる世帯	宇陀市		1.83	1.76
	奈良県		1.74	1.71
	全国		1.75	1.71
6歳未満の 子どもの いる世帯	宇陀市		1.37	1.37
	奈良県		1.33	1.31
	全国		1.32	1.30

資料（国勢調査）

(2) 女性の就労状況

① 女性の年齢別労働力率

平成17年は平成12年と比較して、いわゆるM字型カーブはゆるやかになっています。特に30～34歳、40～49歳では6ポイント以上労働力率が上昇しています。



資料（国勢調査）

3. 行政サービス等の状況

(1) 保育所の状況

① 市内保育所（園）の状況

施設数は平成 20 年度現在 5 か所あり、入所児童数は平成 20 年度で 309 人と平成 19 年度から 21 人減少しています。

		年度	平成 19	平成 20
合計	施設数		5	5
	定員		511 人	511 人
	入所児童数		330 人	309 人
公立保育所	施設数		4	4
	定員		440 人	440 人
	入所児童数		272 人	247 人
私立保育園	施設数		1	1
	定員		71 人	71 人
	入所児童数		58 人	62 人

(各年度 4 月 1 日現在)

② 待機児童数の状況

平成 16 年度に 12 人となった以降は 0 人で推移しています。

年度	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
待機児童数	0 人	12 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(各年度 4 月 1 日現在)

(2) 保育サービス等の状況

① 一時保育事業の状況

平成 20 年度現在 4 か所で実施しており、延べ利用人数では平成 20 年度で 1,280 人と平成 19 年度から 216 人減少しています。

年度	平成 19	平成 20
実施施設数	4	4
延べ利用人数	1,496 人	1,280 人

(年度延べ人数)

② 学童保育室及び児童館の状況

学童保育室と児童館の登録児童数は、平成 20 年度で計 295 人となっており、平成 15 年以降大きな増減はなく、300 人前後で推移しています。

年度	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
合計	287 人	298 人	300 人	288 人	314 人	295 人
学童保育室	44 人	54 人	69 人	74 人	89 人	79 人
児童館	243 人	244 人	231 人	214 人	225 人	216 人

(登録児童数)

③ 子育て支援事業の状況

親子教室では、「にじの広場」「キッズふれあい広場」「なかよしひろば」を実施しており、毎年多くの方が参加しています。

その他「ぞうさん教室」や「さくらんぼひろば」「児童ふれあい促進事業（かんかんくらぶ）」の各事業においても、年度ごとに回数・参加人数に増減はあるものの、多くの方が利用しています。

事業名・内容		年度		
		平成 18	平成 19	平成 20
にじの広場	回数	44 回	44 回	44 回
	参加人数	873 人	940 人	908 人
キッズふれあい広場	回数	20 回	20 回	11 回
	参加人数	479 人	352 人	492 人
なかよしひろば	回数	39 回	39 回	36 回
	参加人数	828 人	613 人	960 人
ぞうさん教室	回数	10 回	10 回	11 回
	参加人数	456 人	184 人	270 人
さくらんぼひろば	回数	11 回	0 回	11 回
	参加人数	168 人	0 人	238 人
児童ふれあい促進事業 (かんかんくらぶ)	回数	61 回	55 回	62 回
	参加人数	804 人	1,053 人	965 人

(年度延べ数)

④ 宇陀市子育てサポートクラブ*の状況

会員数は平成 17 年度以降 30 人前後で推移しており、平成 20 年度では利用会員が 6 人、サポート会員が 32 人、両方会員が 3 人で計 41 人となっています。活動自体は、平成 19 年から開始しており、平成 20 年度は 133 件の活動がみられます。

		年度					
		平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
活動件数		0 件	0 件	0 件	0 件	106 件	133 件
会員数	利用会員	0 人	0 人	10 人	10 人	4 人	6 人
	サポート会員	0 人	0 人	22 人	22 人	25 人	32 人
	両方会員	0 人	0 人	8 人	8 人	0 人	3 人
	計	0 人	0 人	40 人	40 人	29 人	41 人

(年度延べ数)

*宇陀市子育てサポートクラブとは、地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児の援助活動を行う会員組織です。

(3) 幼稚園の状況

施設数は平成 18 年度以降 5 か所となり、在園児数は減少傾向にあります。平成 21 年度は 425 人と平成 15 年度から 57 人減少しています。

年度	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21
施設数	7	7	7	5	5	5	5
在園児数	482 人	485 人	480 人	477 人	463 人	447 人	427 人

(各年度 5 月 1 日現在)

(4) 母子保健事業の状況

妊婦、乳幼児健康診査については、下記の 6 種の健診が実施されており、対象者の 7 割以上が受診しています。

また、各種教室や相談事業にも取り組んでおり、多くの方に利用されています。

事業名			年度		
			平成 18	平成 19	平成 20
健康診査	妊婦一般健康診査	受診者数	243 人	240 人	242 人
		受診率	89.5%	91.5%	93.7%
	4 か月児健康診査	フォロー率*	21.9%	15.8%	18.0%
		受診率	90.0%	89.6%	88.0%
	乳児後期健康診査	フォロー率*	24.6%	18.9%	21.6%
		受診率	82.3%	88.3%	87.8%
	1 歳 6 か月健康診査	フォロー率*	28.7%	32.4%	22.2%
		受診率	-	81.8%	79.9%
	2 歳児歯科健康診査	受診率	78.9%	81.1%	81.5%
		フォロー率*	19.5%	20.7%	32.0%
教室・相談	母親教室	参加者数	51 人	43 人	39 人
	新生児訪問指導	参加者数	141 人	170 人	194 人
	育児教室	参加者数	96 人	98 人	114 人
	カンガルー教室	参加者数	50 人	59 人	125 人
予防接種	BCG	接種者数	209 人	195 人	173 人
	ポリオ	接種者数	380 人	430 人	393 人
	三種混合	接種者数	907 人	917 人	819 人
	麻疹・風疹	接種者数	397 人	435 人	1,008 人
	日本脳炎	接種者数	-	65 人	107 人

(年度実績)

※フォロー率とは、健診後に経過観察を要する児童の比率

(5) 小中学校の状況

① 小学校の状況

平成 21 年 5 月 1 日現在、市内には 10 の小学校があり、児童数は 1,607 人で、平成 15 年度以降、児童数は減少傾向にあります。

年度	学校数		児童数（人）						
	市立	私立	総数	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年
平成 15 年	14	0	1,915	278	301	286	342	324	384
平成 16 年	14	0	1,824	290	279	304	287	340	324
平成 17 年	14	0	1,810	284	291	277	323	296	339
平成 18 年	10	0	1,707	267	283	289	277	306	285
平成 19 年	10	0	1,693	267	272	282	289	280	303
平成 20 年	10	0	1,650	259	266	272	282	289	282
平成 21 年	10	0	1,607	240	263	263	271	279	291

(各年度 5 月 1 日現在)

② 中学校の状況

平成 21 年 5 月 1 日現在、市内には 4 の中学校があり、生徒数は 825 人で、平成 15 年度以降、生徒数は減少傾向にあります。

年度	学校数		生徒数（人）			
	市立	私立	総数	1 学年	2 学年	3 学年
平成 15 年	4	0	1,259	381	440	438
平成 16 年	4	0	1,185	364	380	441
平成 17 年	4	0	1,053	308	365	380
平成 18 年	4	0	999	320	314	365
平成 19 年	4	0	907	278	316	313
平成 20 年	4	0	878	285	278	315
平成 21 年	4	0	825	259	286	280

(各年度 5 月 1 日現在)

(6) 子どもと人権尊重と権利擁護

① 児童虐待認知件数

毎年度 10 件以下で推移しており、平成 20 年度は 11 件認知されています。平成 20 年度の虐待の内訳を見ると、「身体的虐待」が最も多く 7 件となっており、次いで「ネグレクト」(5 件)、「心理的虐待」(2 件)の順となっています。

年度	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
件数	3 件	8 件	6 件	11 件

平成 20 年度の内訳 (重複も含む)

	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	総計
0~3 歳	2 件	0 件	1 件	0 件	3 件
4 歳~就学前	3 件	0 件	2 件	0 件	5 件
小学生	1 件	1 件	2 件	0 件	4 件
中学生	1 件	1 件	0 件	0 件	2 件
16~18 歳	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合計	7 件	2 件	5 件	0 件	14 件

(宇陀市要保護児童対策地域協議会より)

② 家庭児童相談室への相談件数

毎年度 100 件前後で推移しており、平成 20 年度は 114 件となっています。

年度	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
件数	91 件	88 件	90 件	158 件	90 件	114 件

(家庭児童相談室資料より)

4. ニーズ調査からみた宇陀市の子育ての状況

(1) 調査の概要

■ 調査の目的

ニーズ調査は、次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画策定の手引きを踏まえ、地域におけるサービスニーズを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として行いました。

■ 調査方法

- ・ 調査地域 宇陀市全域
- ・ 調査対象 宇陀市内で就学前児童を持つ保護者の方 600 名
宇陀市内で小学生児童を持つ保護者の方 400 名
- ・ 抽出方法 住民基本台帳の中から無作為抽出
- ・ 調査方法 郵送配付・郵送回収による郵送調査法
- ・ 調査期間 平成21年3月6日（金）～平成21年3月19日（木）

■ 回収結果

	就学前児童	小学生児童
配付数	600 通	400 通
有効回収数（回収率）	336 通（56.0%）	210 通（52.5%）
無効回答数（無効回答率）	0 通（0.0%）	6 通（1.5%）

■ 調査結果の見方

- ・ 集計結果の比率は、すべて小数点以下第二位を四捨五入して小数点第一位までを表示しているため、比率の合計が100%とならないことがあります。
- ・ 複数の回答を依頼した質問では、比率の合計が100%を超えることがあります。

(2) 回答者の属性

① 子どもの年齢

就学前児童、小学生児童いずれも各年齢層から均等に回答が得られています。

就学前児童	
調査数	336
0 歳	18.2%
1 歳	16.1%
2 歳	14.9%
3 歳	18.2%
4 歳	17.9%
5 歳	14.9%
無回答	0.0%
合計	100.0%

小学生児童	
調査数	210
1 年生	18.1%
2 年生	19.5%
3 年生	17.1%
4 年生	14.8%
5 年生	16.2%
6 年生	14.3%
無回答	0.0%
合計	100.0%

② 世帯構成

父母同居が就学前児童、小学生児童ともに約9割となっています。また、小学生児童では祖父母（同居）が4割を超えており、就学前児童に比べ多くなっています。一方、祖父母近居は、就学前児童が小学生児童に比べて多くなっています。

区分	就学前児童	小学生児童
調査数	336	210
父母	90.2%	91.0%
父（ひとり親家庭）	0.0%	1.0%
母（ひとり親家庭）	4.5%	5.2%
祖父（同居）	31.8%	41.4%
祖母（同居）	37.2%	48.6%
その他（同居）	23.8%	19.5%
祖父（近居）	41.4%	21.9%
祖母（近居）	45.5%	28.6%
その他（近居）	12.5%	5.7%
無回答	1.2%	0.5%

③ 保護者の就労状況

母親の就労状況は、就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまで就労したことがない」を合わせた無職が56.5%と最も多くなっていますが、小学生児童では「就労している（パートタイム、アルバイト等）」が最も多く44.7%となっており、仕事を持つ母親が約7割となっています。

一方、父親の就労状況は就学前児童、小学生児童いずれもフルタイムで就労している割合が9割を超えています。

区分	母親		父親	
	就学前児童	小学生児童	就学前児童	小学生児童
調査対象				
調査数	336	208	321	199
就労している（フルタイム）	18.8%	25.0%	92.8%	92.0%
就労している （フルタイムだが育休・介護中）	3.0%	1.0%	0.3%	0.5%
就労している （パートタイム、アルバイト等）	20.5%	44.7%	2.5%	1.0%
以前は就労していたが、 現在は就労していない	47.0%	18.8%	2.2%	2.5%
これまで就労したことがない	9.5%	6.7%	0.3%	0.0%
無回答	1.2%	3.8%	1.9%	4.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

また、現在働いていない母親の今後の就労希望では、「ある」と答えた方が就学前児童で85.8%、小学生児童で66.0%と6割以上の方に就労の意向があります。

調査対象	就学前児童	小学生児童
調査数	190	53
有(すぐにも若しくは1年以内に希望がある)	18.4%	28.3%
有(1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい)	67.4%	37.7%
無	12.6%	34.0%
無回答	1.6%	0.0%
合計	100.0%	100.0%

④ 子どもの人数

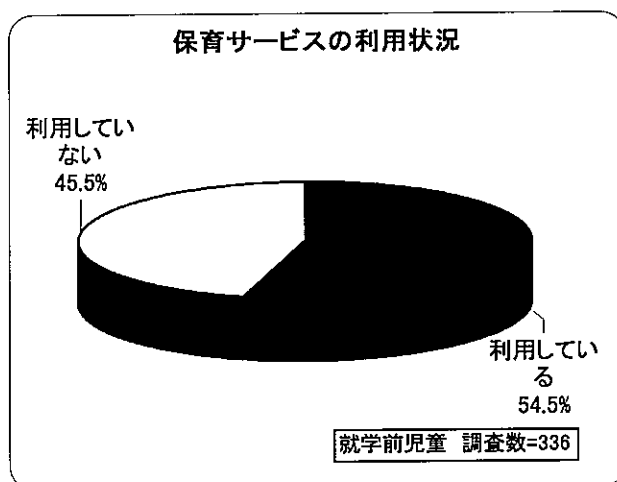
「2人」が最も多く、就学前児童44.9%、小学生児童53.8%となっています。

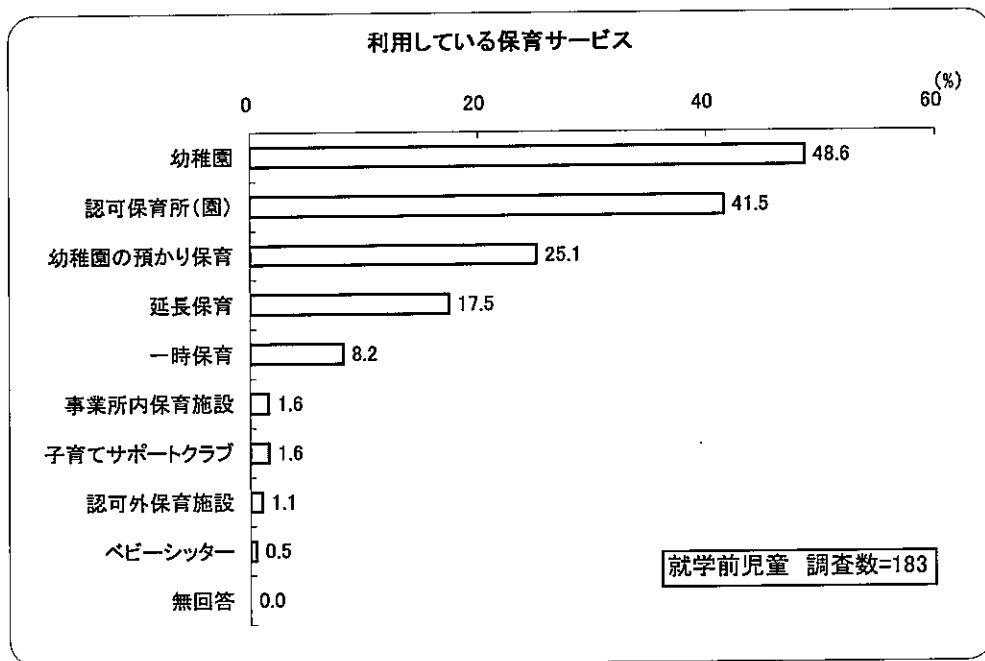
調査対象	就学前児童	小学生児童
調査数	336	210
1人	28.0%	10.5%
2人	44.9%	53.8%
3人	23.2%	28.6%
4人以上	3.3%	6.2%
無回答	0.6%	1.0%
合計	100.0%	100.0%

(3) 保育サービスの利用状況

① 保育サービス*の利用の有無

利用状況は、54.5%と半数以上の方が何らかの保育サービスを利用しています。利用している保育サービスの内容は「幼稚園」(48.6%)、「認可保育所(園)」(41.5%)、「幼稚園の預かり保育」(25.1%)の順となっています。



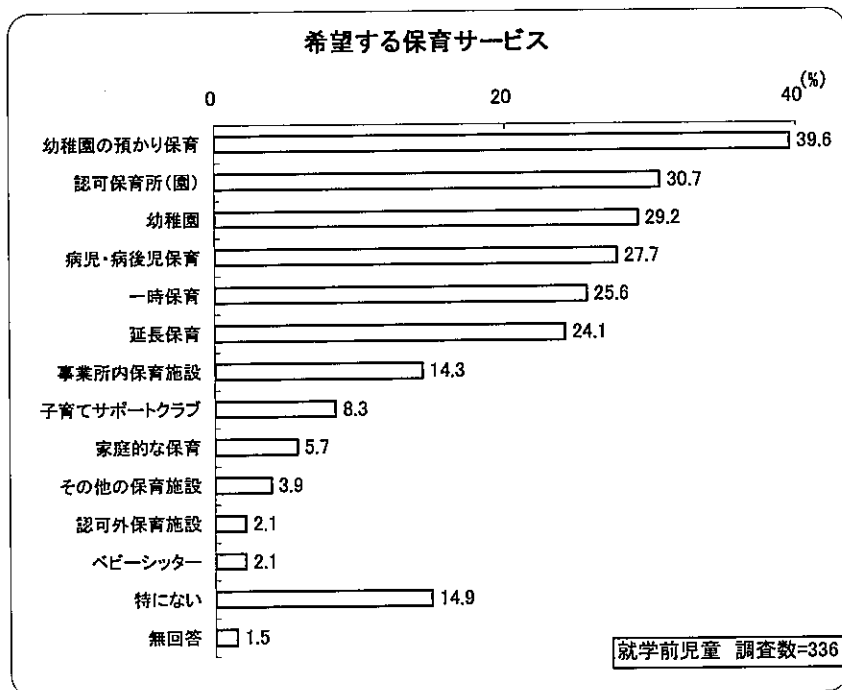


※このニーズ調査における「保育サービス」とは、保育所（園）や幼稚園等で提供されるサービスを指します。

(4) 保育サービスの利用希望

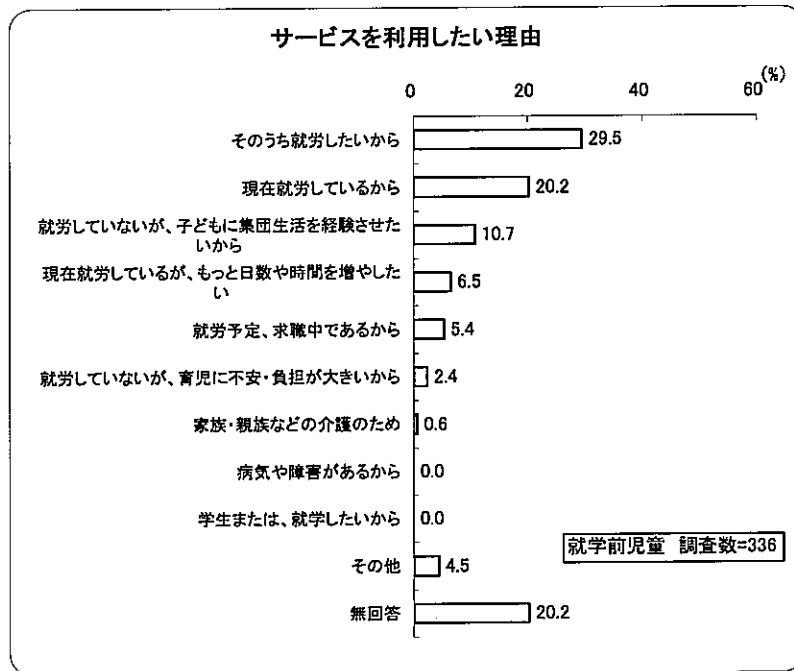
① 保育サービスの利用希望

今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは今のサービスでは足りていないと思う保育サービスの内容は「幼稚園の預かり保育」(39.6%)、「認可保育所(園)」(30.7%)、「幼稚園」(29.2%)の順となっています。



② サービスを利用したい理由

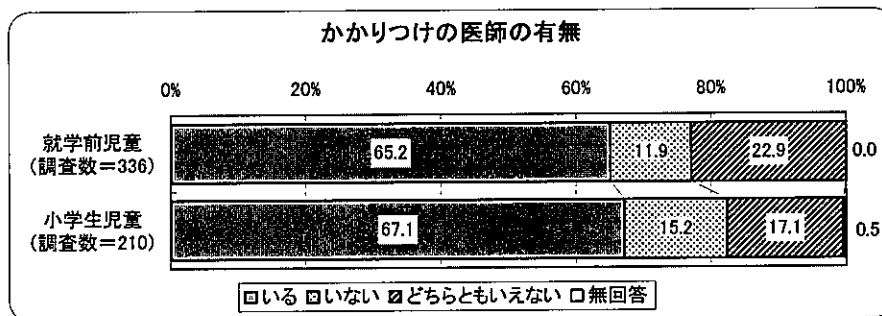
サービスを利用したい理由では、「そのうち就労したいから」が29.5%と最も高くなっており、次いで「現在就労しているから」(20.2%)、「就労していないが、子どもに集団生活を経験させたいから」(10.7%)の順となっています。



(5) 子どもの急病や事故

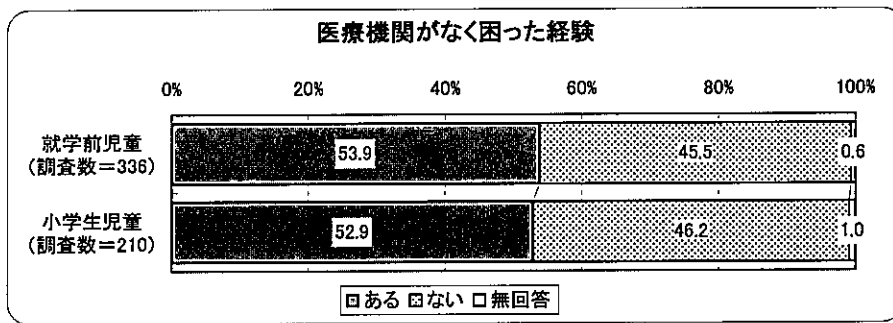
① かかりつけ医のいる割合

小学生児童の保護者の67.1%が「いる」と回答していますが、就学前児童の保護者では65.2%となっており、子どもの年齢が低いほうがかかりつけ医を持つ割合が低くなっています。



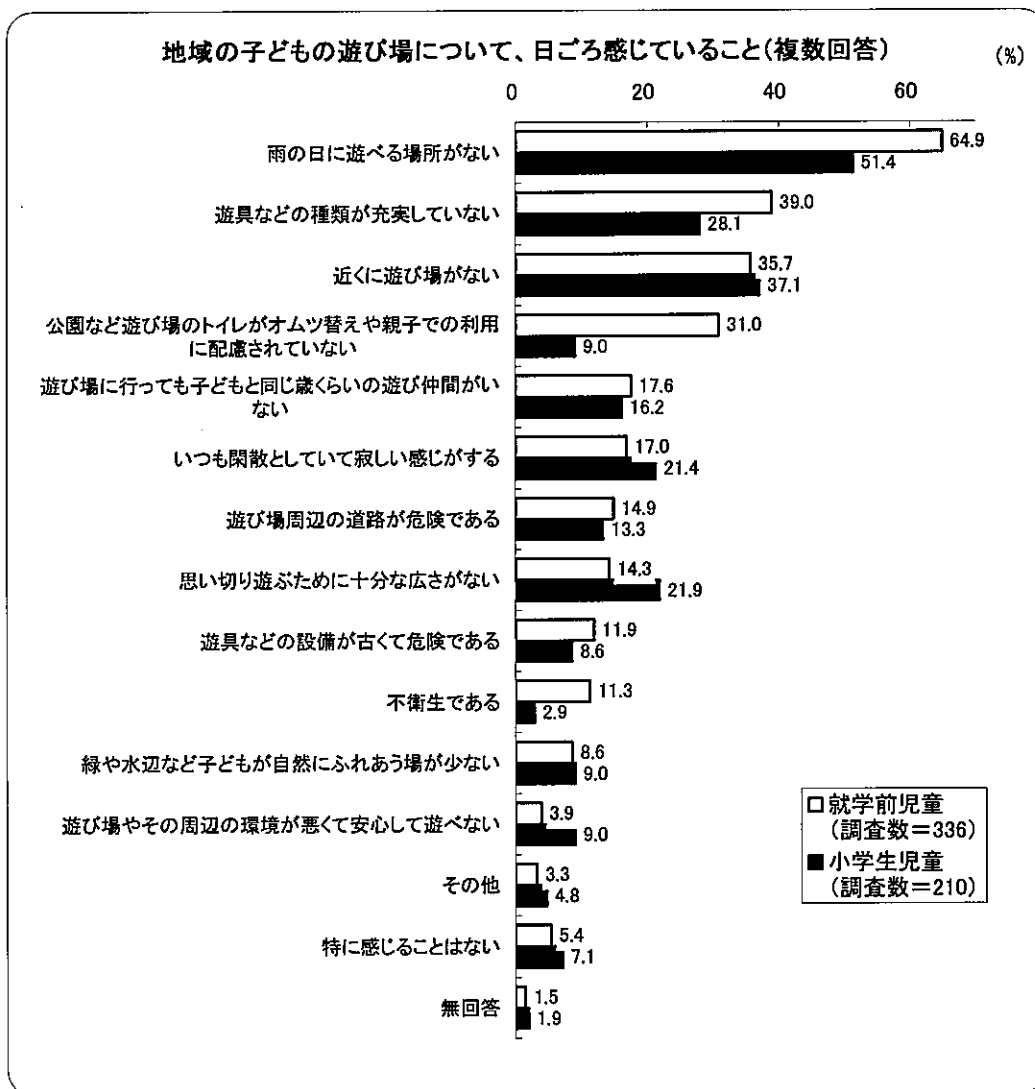
② 子どもの急病時に医療機関がなく困った割合

就学前児童、小学生児童の保護者ともに困ったことがある経験が5割を超えています。



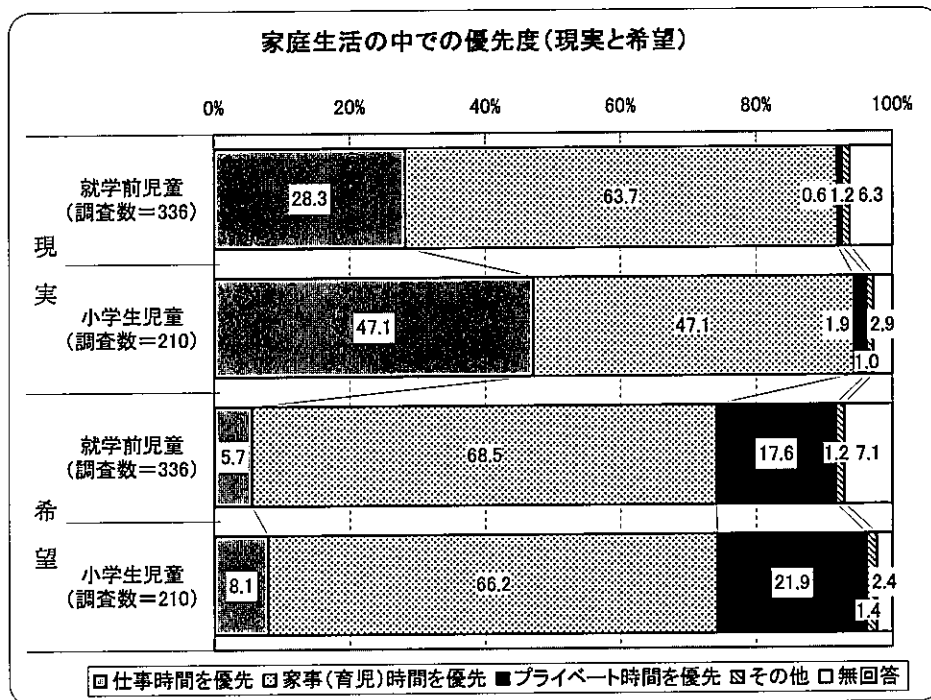
(6) 子どもの遊び場について

遊び場について日ごろ感じていることは、就学前児童、小学生児童の保護者いずれも「雨の日に遊べる場所がない」が最も多くなっており、それぞれ 64.9%、51.4%となっています。次いで、就学前児童の保護者では「遊具などの種類が充実していない」(39.0%)、「近くに遊び場がない」(35.7%)、小学生児童の保護者では、「近くに遊び場がない」(37.1%)、「遊具などの種類が充実していない」(28.1%) となっています。

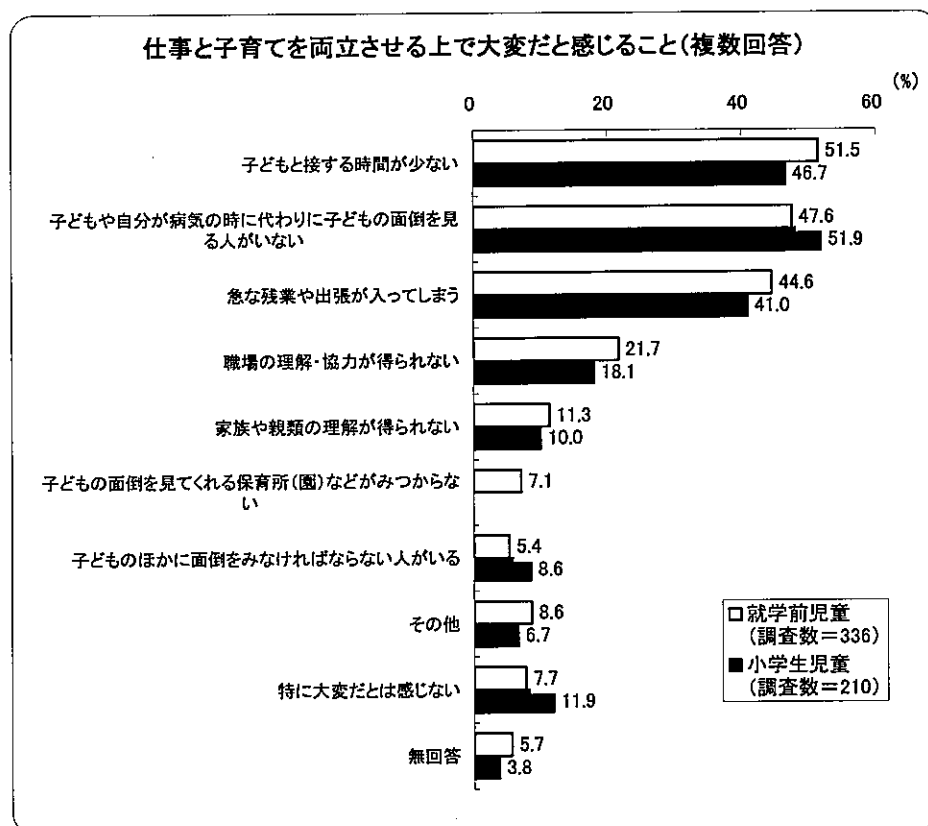


(7) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

家庭生活の中での優先度では、就学前・小学生児童の保護者ともに現実の「仕事時間を優先」を減らし、希望では「プライベート時間を優先」したいと思っ

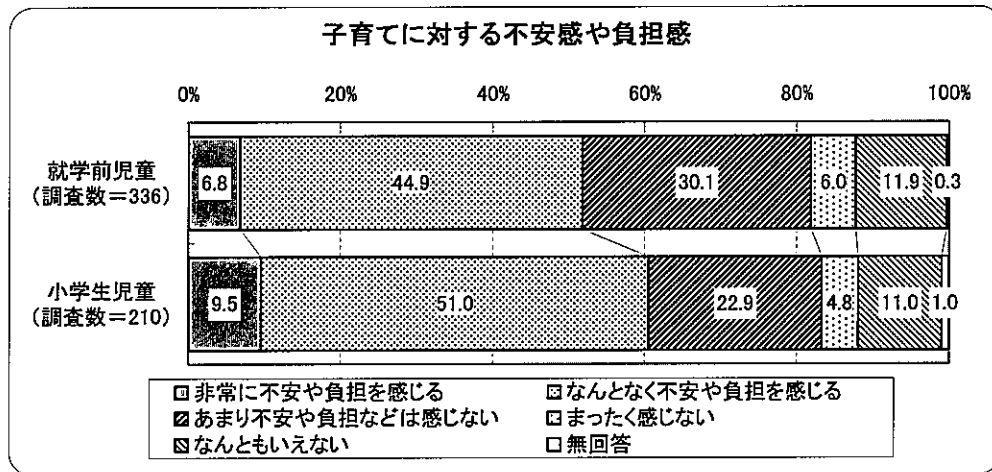


仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることは、就学前児童の保護者では「子どもと接する時間が少ない」が最も多く 51.5%となっており、小学生児童の保護者では、「子どもや自分が病気の時に代わりに子どもの面倒を見る人がいない」が最も多く 51.9%となっています。

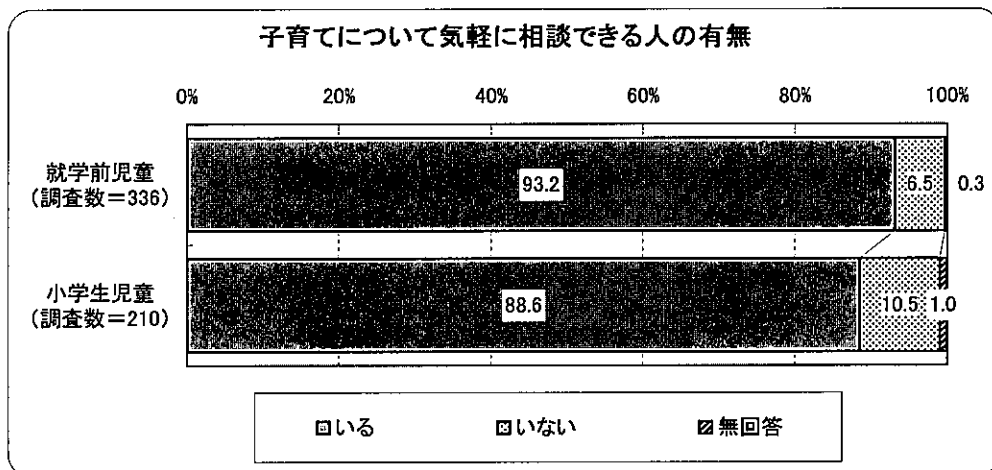


(8) 子育てに関する不安感や負担感について

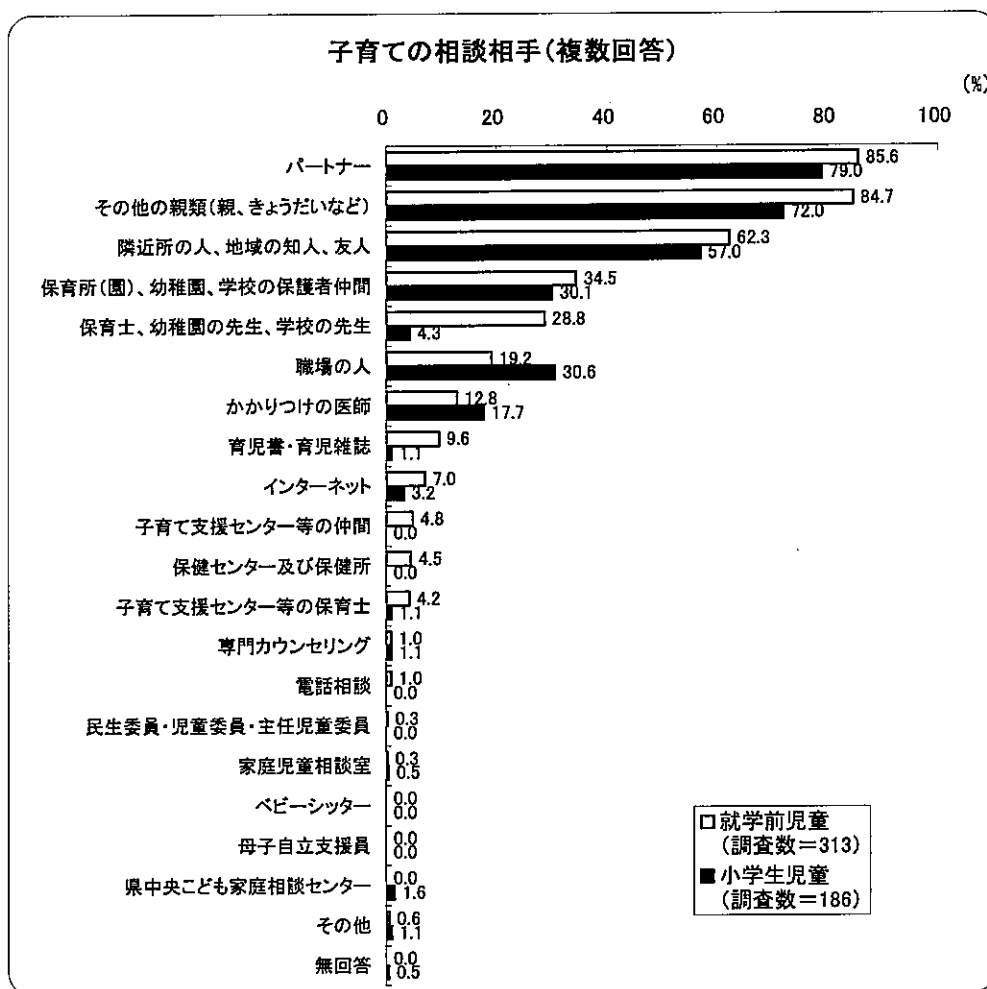
「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせた不安や負担を感じる割合は、就学前児童で 51.7%、小学生児童の保護者で 60.5%と 5割を超えています。



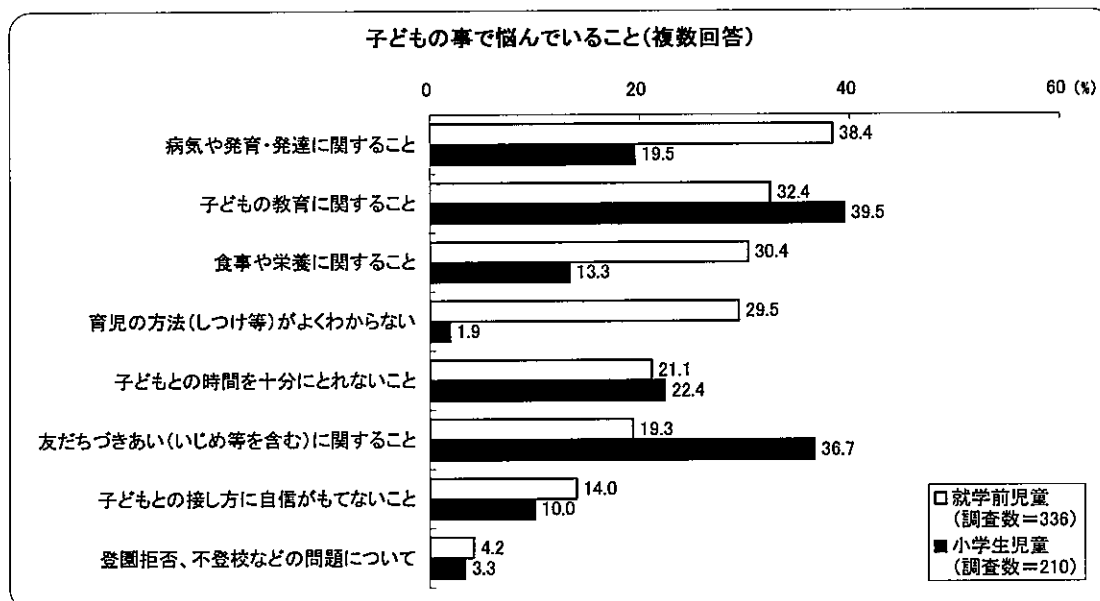
子育てについて気軽に相談できる人の有無では、「いる」割合が就学前児童、小学生児童の保護者ともに9割前後となっています。



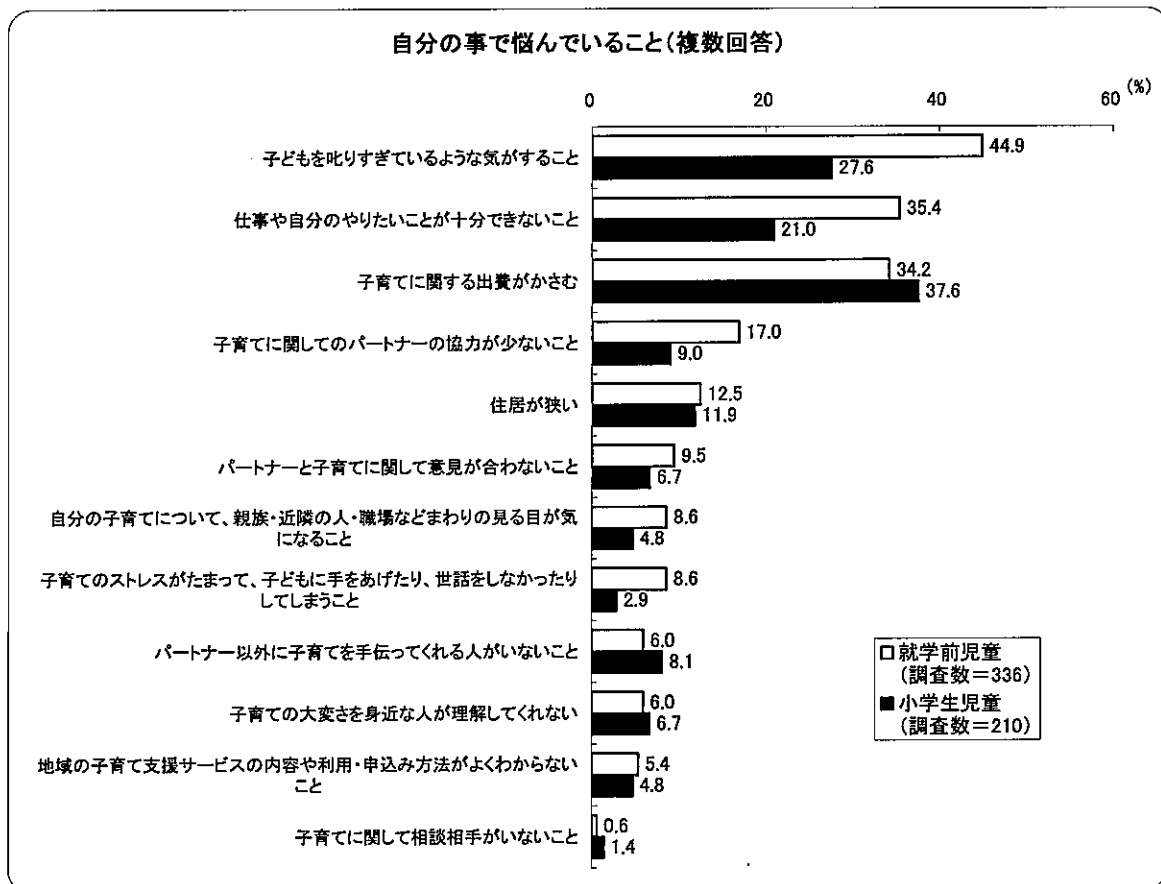
子育ての相談相手としては、「パートナー」「その他の親類（親、きょうだいなど）」が中心となっています。



子どもの事で悩んでいることの内容は、就学前児童の保護者では、「病気や発育・発達に関すること」が最も多く 38.4%となっており、小学生児童の保護者では、「子どもの教育に関すること」が最も多く 39.5%となっています。



また、自分の事で悩んでいることの内容は、就学前児童の保護者では、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが最も多く44.9%となっており、小学生児童の保護者では、「子育てに関する出費がかさむ」が最も多く37.6%となっています。

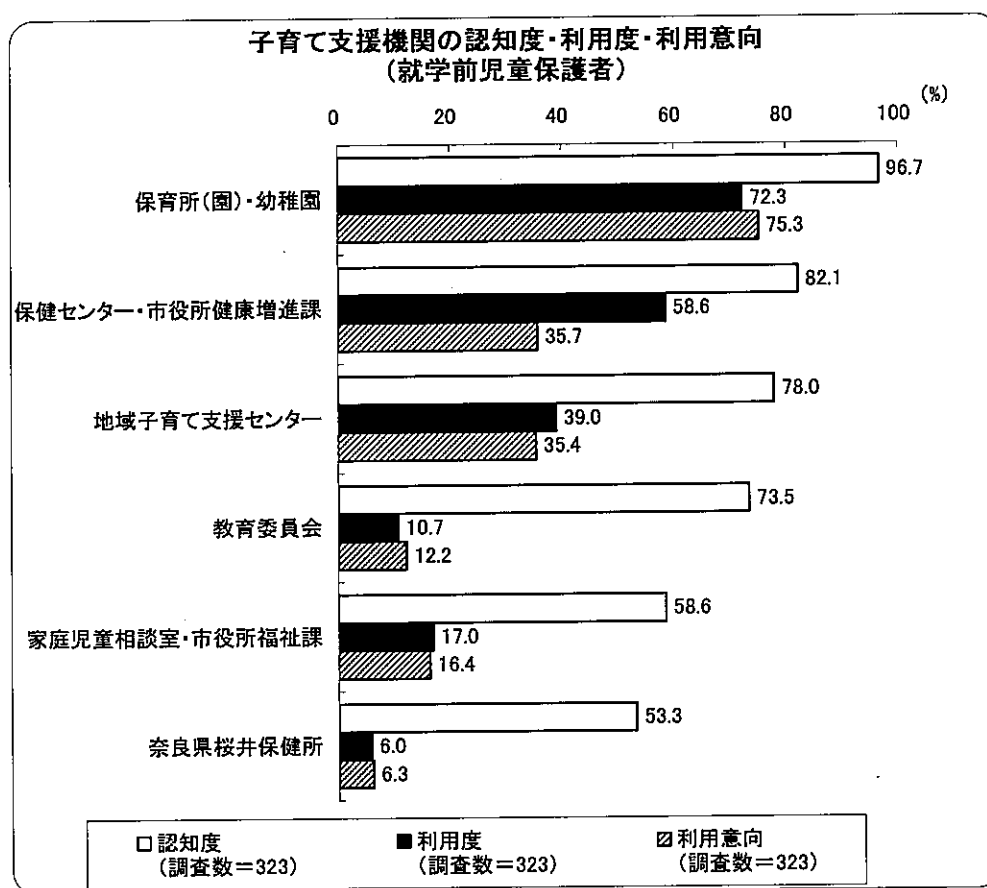


(9) 子育て支援機関・サービスの認知度・利用度・利用意向

子育て支援機関について、認知度（「知っている」と答えた割合）が最も高かったのは、「保育所（園）・幼稚園」で96.7%となっており、次いで「保健センター・市役所健康増進課」（82.1%）、「地域子育て支援センター」（78.0%）となっています。

利用度（「利用したことがある」と答えた割合）が最も高かったのも「保育所（園）・幼稚園」で72.3%となっており、次いで「保健センター・市役所健康増進課」（58.6%）、「地域子育て支援センター」（39.0%）となっています。

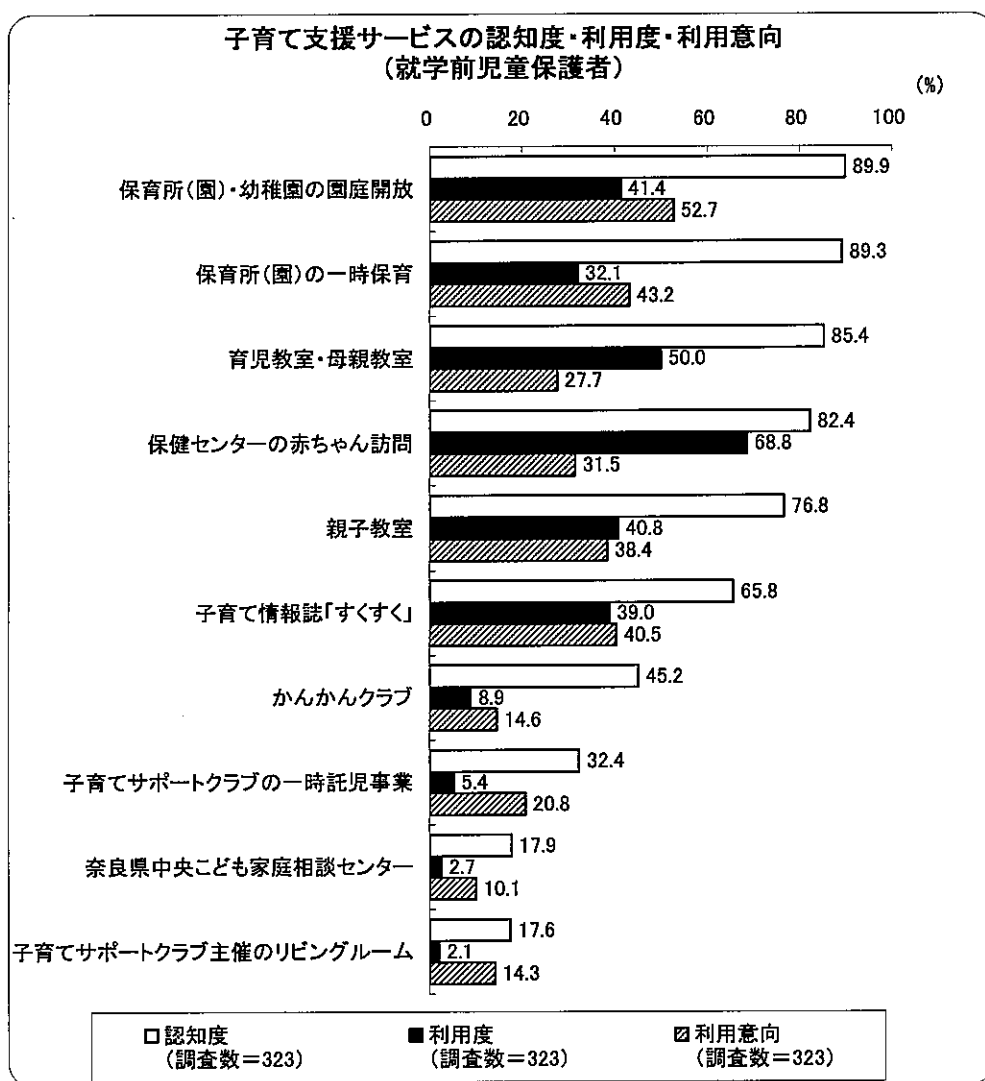
利用意向（「今後利用したい」と答えた割合）が最も高かったのも、「保育所（園）・幼稚園」で75.3%となっており、次いで「保健センター・市役所健康増進課」（35.7%）、「地域子育て支援センター」（35.4%）となっています。



子育て支援サービスについて、認知度が最も高かったのは、「保育所（園）・幼稚園の園庭開放」で 89.9%となっており、次いで「保育所（園）の一時保育」（89.3%）、「育児教室・母親教室」（85.4%）となっています。

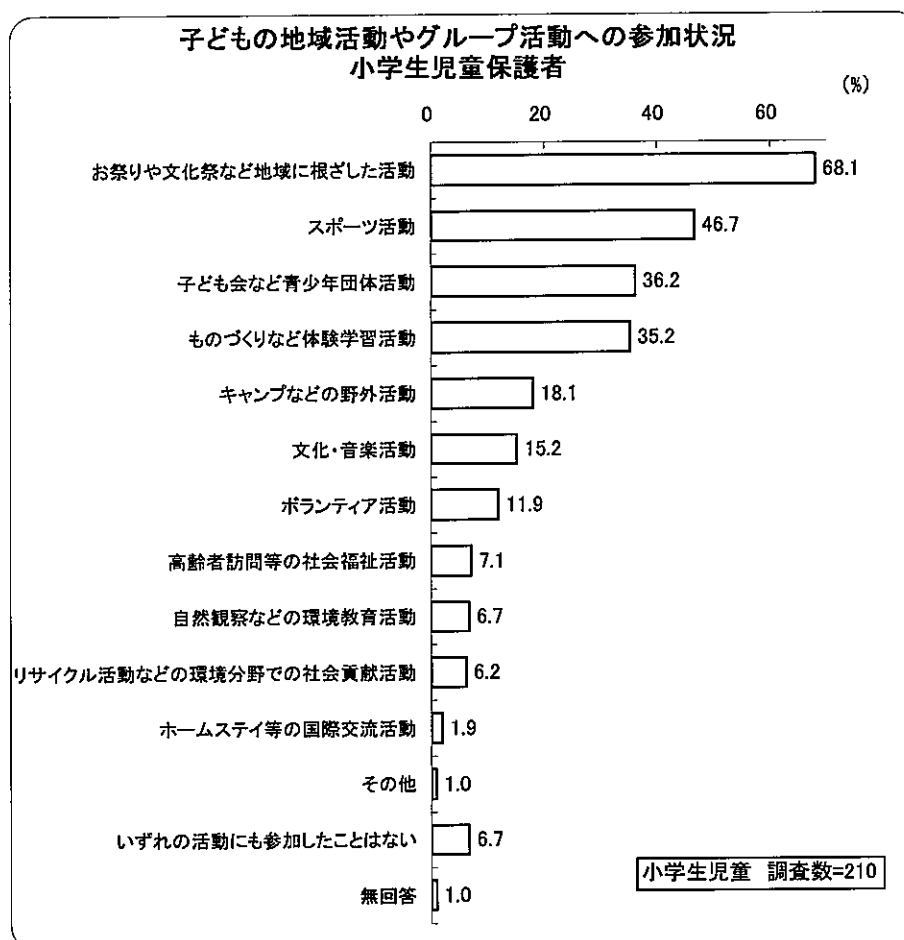
利用度が最も高かったのは「保健センターの赤ちゃん訪問」で 68.8%となっており、次いで「育児教室・母親教室」（50.0%）、「保育所（園）・幼稚園の園庭開放」（41.4%）となっています。

利用意向が最も高かったのは、「保育所（園）・幼稚園の園庭開放」で 52.7%となっており、次いで「保育所（園）の一時保育」（43.2%）、「子育て情報誌「すくすく」（40.5%）となっています。

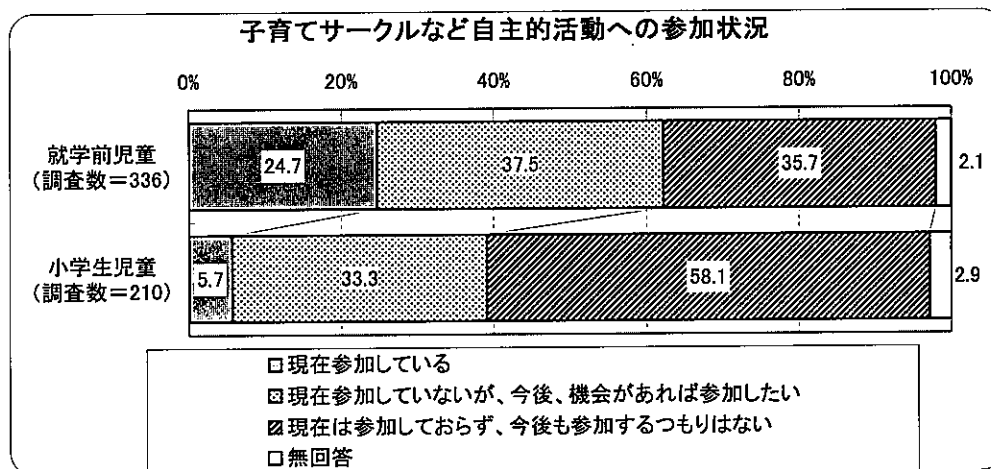


(10) 子どもや親の地域活動について

子どもが参加したことがある地域活動、グループ活動で最も多かったものは「お祭りや文化祭など地域に根ざした活動」で68.1%となっており、次いで「スポーツ活動」(46.7%)、「子ども会など青少年団体活動」(36.2%)となっています。



子育てサークルなど自主的活動への参加状況については、就学前児童の保護者では「現在参加している」が24.7%となっており、小学生児童の保護者(5.7%)を大きく上回っています。

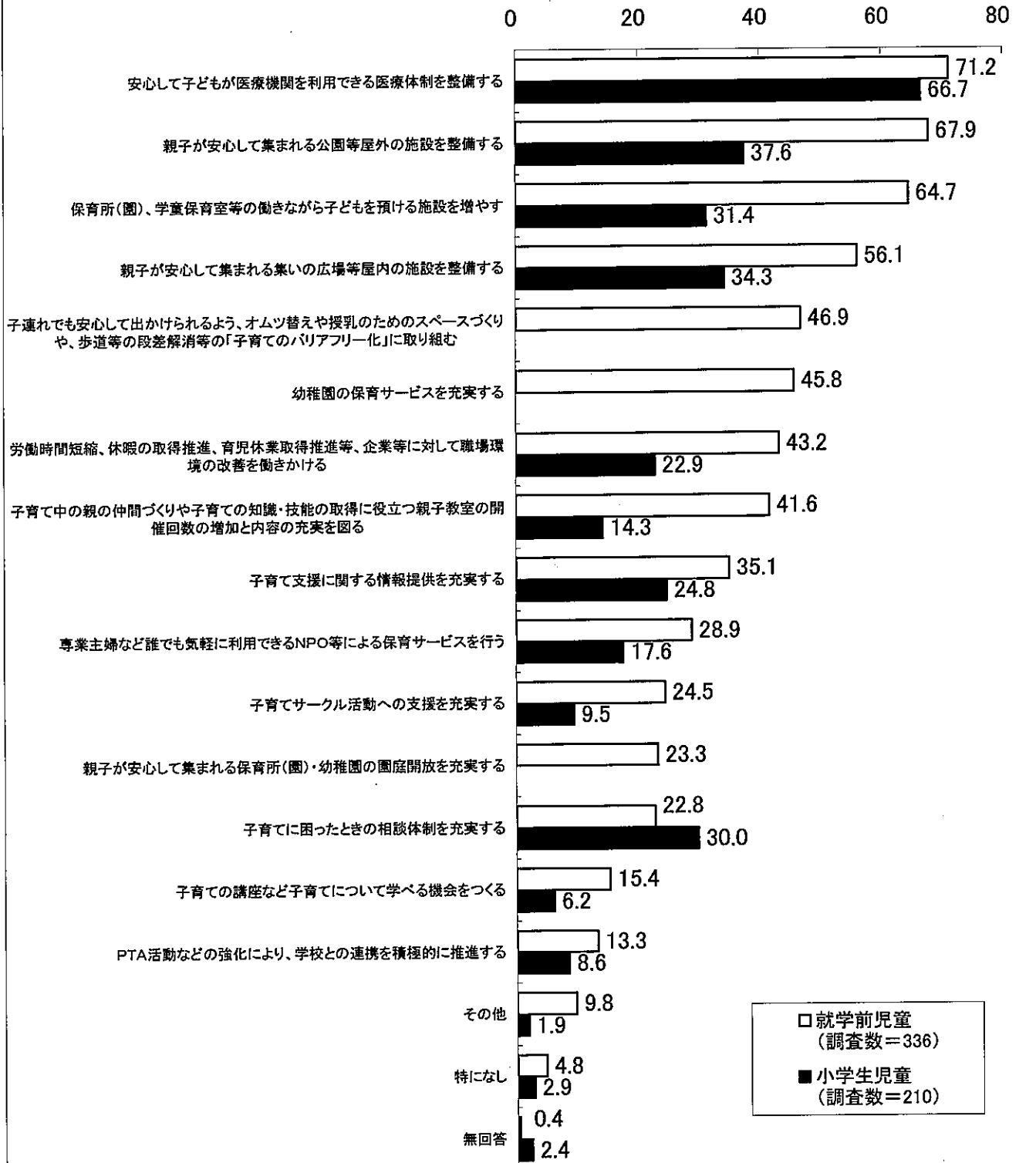


(11) 行政に望む子育て支援策

「安心して子どもが医療機関を利用できる医療体制を整備する」が就学前児童・小学生児童の保護者ともに最も多くそれぞれ71.2%・66.7%となっています。

行政に望む子育て支援策(複数回答)

(%)



5.宇陀市における子育て関係のニーズ調査や統計資料からみた特徴

(1) 子どもの人数・出生数（率）について

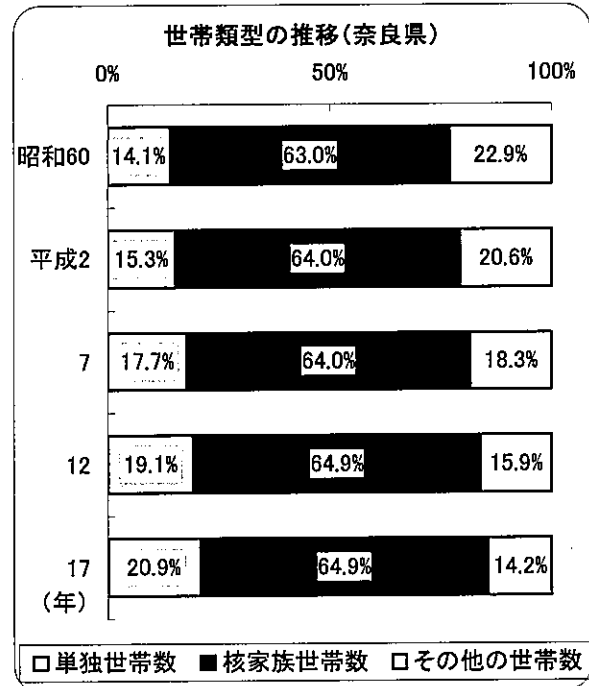
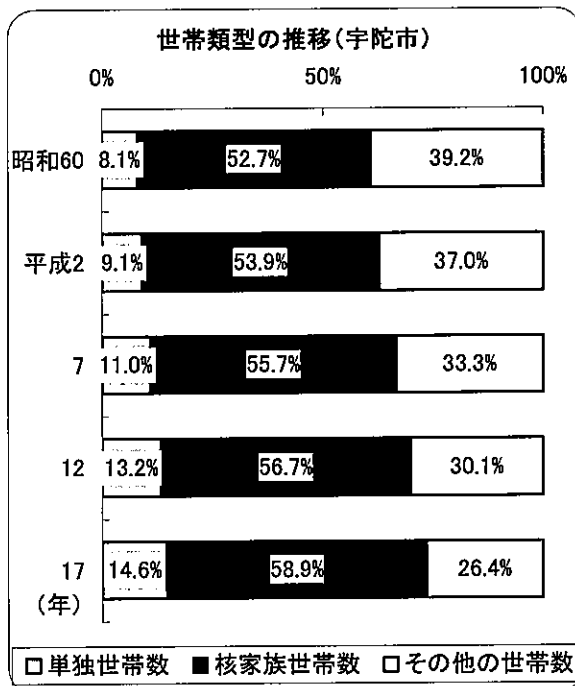
子どもの人数は、就学前・就学児童ともに2人が最も多くなっています。

国勢調査からのデータから見ると、出生数は年々減少傾向にあります。出生率（人口千人あたりの出生数）も同様に減少傾向があり、奈良県全体と比較してもかなり低くなっています。（3ページ参照）

(2) 世帯の状況について

世帯の状況では、就学前・就学児童ともに「父母同居」が9割を超えています。一方、「祖父母同居」も就学前・就学児童ともに3割を超える高い割合となっています。

世帯類型の推移を国勢調査からのデータから見ると、宇陀市では奈良県と同様「単独世帯」と「核家族世帯」が年々増加傾向にあり、「その他の世帯（3世代同居等）」は減少傾向にあります。しかしながら、奈良県と比較すると「その他の世帯（3世代同居等）」の割合は高くなっています。

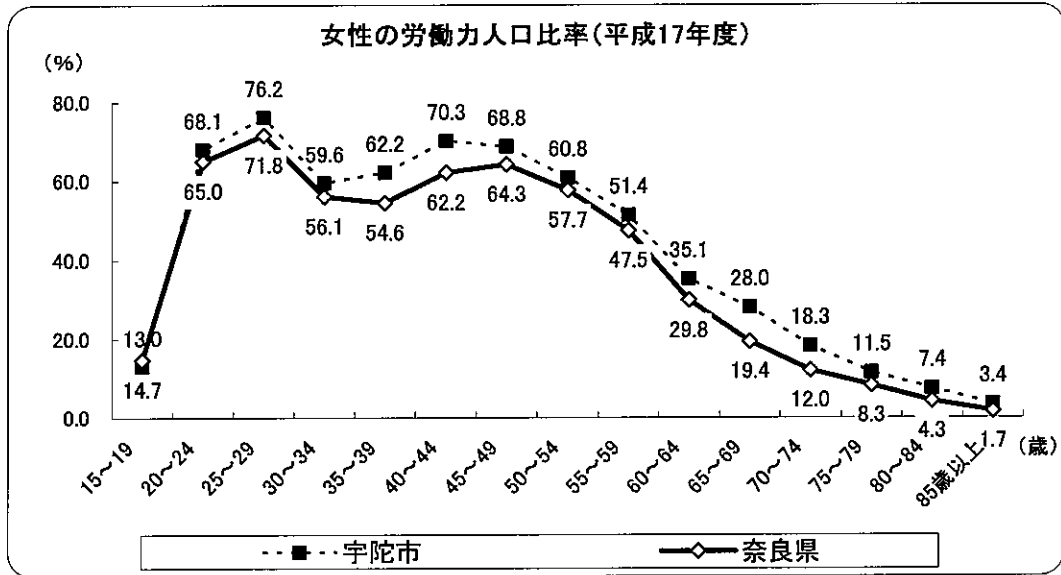


資料（国勢調査）

(3) 母親の就労について

母親の就労状況を見ると、就労している割合は就学前児童で42.3%、就学児童では70.7%と県内でも比較的高い値となっています。

このことは、年齢階級別の女性の労働力人口比率から見ても明らかであり、奈良県全体と宇陀市を比較すると、20歳以上の全ての階級で宇陀市が上回っており、特に35歳～44歳、65歳～69歳での差が大きくなっています。



資料 (国勢調査)

(4) 保育サービスについて

母親の就労状況は、比較的高くなっており、幼稚園、保育所等保育サービスの利用希望が多く、要望も高くなっています。「保育所待機児童の状況」では、平成17年度以降0人となっていますが、これは宇陀市全体の定員でみているためです。地域による保育所の児童受容数には違いがあり、依然として「行政に望む保育サービス」の要望は高くなっています。

(5) 医療機関等について

かかりつけ医のいる割合は、就学前児童で65.2%、就学児童で67.1%となっており、医療機関が見つからず困ったことがある割合は、「ある」と回答した割合が就学前・就学児童ともに5割を超えています。これらの結果をみると、かかりつけ医のいる割合が低いことが、医療機関が見つからず困ったことがある割合が高いことに繋がっていると考えられ、医療機関等の充実や啓発が求められます。

(6) 子どもと外出する際に困ることについて

子どもと外出する際に困ることでは、一般的に割合が高い「道路での安全対策」や「歩道のバリアフリー」などはあまり高くはなっておらず、「買物や用事等の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」や「小さな子どもとの食事に配慮された場所(店)が少ないこと」など、移動中の弊害よりも外出先・目的地での弊害に対する要望が高くなっています。

(7) 宇陀市に対する子育て支援策の充実について

宇陀市に対する子育て支援策の要望では、就学前児童・就学児童ともに、「安心して子どもが医療機関を利用できる医療体制を整備する」要望が最も高くなっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

少子化が一層顕著になり、児童虐待や児童が関わる犯罪なども近年増加するなど、子どもの生活や育ちにますます大きな変化がみられるようになってきました。

子どもたちは次代の社会の主人公です。その子どもたちが自己の可能性を最大限に発揮して育つことのできる環境づくりが急務となっています。また、家庭だけではなく、地域、学校、企業等社会全体が子育ての重要性を認識し、支えていくことも必要です。

宇陀市においては、2005（平成17）年3月に旧町村が「次世代育成支援行動計画」（前期計画）を策定し、下記を基本理念として定め、親が子育てに喜びを感じ、子どもを生き育てたいと思えるような社会を目指してきました。

旧町村前期計画の基本理念

- ・ 子どもたちがのびのびと育ち安心して子育てができるまち・おおうだ（旧大宇陀町）
- ・ 将来のまちを担う子どもとその親が心身ともに健やかに育つ環境づくり（旧菟田野町）
- ・ 安心して 地域で 子育てできる町 はいばら（旧榛原町）
- ・ かがやく未来に 羽ばたけ むろうっ子（旧室生村）

2006（平成18）年1月に旧大宇陀町、旧菟田野町、旧榛原町、旧室生村が合併し、宇陀市が発足したことにより、それぞれ旧町村が掲げた理念を継承するとともに、新たな宇陀市として地域で支えあい、育ちあうまちを目指すために、基本理念を下記のように定めます。

子どもたちが地域に見守られ安心してかがやく未来に羽ばたけるまち 宇陀

2. 基本的な視点

次世代育成に関しては、子どもや親、地域社会さまざまな観点からの取り組みが必要となります。そこで、ここでは6つの視点から今後取り組むべきことを整理します。

（1）子どもの視点

すべての子どもが、誕生を喜ばれ、大切な存在として尊重されるよう、子どもの視点に立った取り組みを推進していきます。

（2）次代を担う子どもを育成する視点

子どもが人とのかかわりの中で、豊かな人間性が形成され、自立した次代の親になっていくための、長期的視野に立った健全育成への取り組みや環境づくりを推進していきます。

(3) 家庭を支援する視点

すべての親が子育てに責任と喜びを感じ、子どもとの生活に安らぎや夢をもち続けられるよう、すべての子どもと家庭への支援という視点に立った取り組みを推進していきます。

(4) 地域社会全体での支援の視点

人々の協力と、助け合いにより生まれる自主的・主体的な活動の中で、子育ての楽しさや大変さが分かち合える地域づくりなど、地域・家庭・企業・行政等が連携し、社会全体で支援する視点に立った取り組みを推進していきます。

(5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現の視点

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て、家事や地域活動への参加など、多様な生き方が選択できる社会の実現の視点に立った取組みを推進していきます。

(6) 包括的な次世代育成支援の枠組み構築の視点

親の就労と子どもの育成の両立を切れ目なくカバーできる体制や仕組みの構築、すべての子ども・子育て家庭に対するサービスや個人給付の普遍化、子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組など、すべての市民が希望する出産・子育てができる社会の実現、という視点に立った取組みを推進していきます。

3. 施策目標

基本理念、基本的な視点に基づき、次のような6つの施策目標を定めます。

(1) 子どもが心身ともに健やかに成長するための支援

子どもと母親の健康を守り、育児不安の軽減を図るとともに、すべての子どもたちの、自尊感情が育まれ、心豊かにたくましく生きる力を育てる環境の整備とともに、事業の普及活動にも、より一層努めていきます。また、子どもたちが、大切な命を次代に受け継いでいくという意識や子どもを生み育てることの意義を学ぶ環境づくりを推進します。

(2) 子どもの安全確保

交通事故や子どもたちを狙った犯罪の増加等、子どもの生活環境は厳しさを増しています。このような被害から子どもを守るため、警察、関係機関、団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教室の実施など総合的な防止対策を進めるとともに、子どもが安全に育つまちづくりを推進します。

(3) 子どもの人権尊重と権利擁護の推進

すべての人々が人権感覚を身につけ、自ら考え、積極的に行動できるような社会の実現をめざして、地域社会における人権教育、学習機会の充実を図っていきます。そして社会問題になっている児童虐待やいじめ等の未然防止と早期発見に努め、相談・支援体制の充実を図ります。また、子どもたちが人権問題に正しい理解を持ち行動できるよう、人権教育を推進します。

(4) 子育てを支援する生活環境づくり

希望するすべての人が出産・子育てを安心して実現できるため、子育てに優しい生活環境の整備をめざすとともに、すべての子育て家庭への支援として、育児相談や親たちが気軽に集える場の提供などの施策の普及強化や利用しやすい仕組みづくりに取り組んでいきます。また、子育て中の親が社会参加しやすいよう、保育サービスの充実を図るため関係機関との連携を密にします。

(5) 子育てと仕事との両立の支援

働きながら子育てをしている人たちのために、多様な保育サービスの充実を図っていくとともに、子育てと仕事の両立が困難な状況に置かれがちなひとり親家庭に対して、自立支援の充実に取り組んでいきます。また、男女が共同して子育てをする意識の高まりや「仕事と生活の調和」を実現することができる社会を目指し、国や奈良県とともに啓発活動を進めていきます。

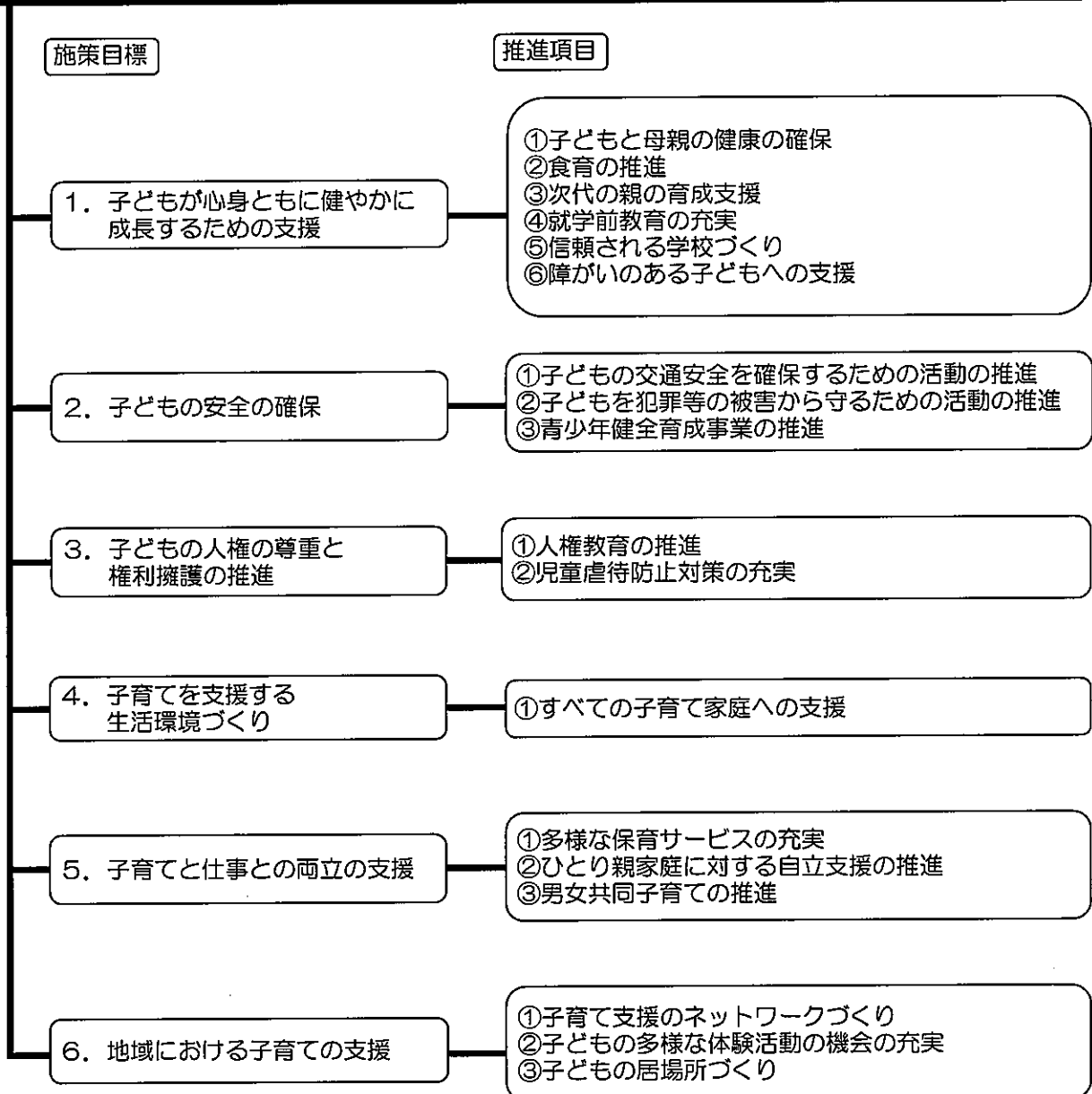
(6) 地域における子育ての支援

子育て中の親が子育てに喜びを感じ、責任をもって子育てができるよう、地域社会の温かい見守りや支援等の地域活動がしやすい環境整備を進めます。また、人や施設など地域資源を活用した多様な体験活動の機会を充実させるよう、人と人とのネットワークづくりを進めます。

4. 計画の体系

基本理念

子どもたちが地域に見守られ安心してかがやく未来に羽ばたけるまち 宇陀



第4章 各施策目標の推進方向

施策目標1 子どもが心身ともに健やかに成長するための支援

子どもと母親の健康を守り、育児不安の軽減を図るとともに、すべての子どもたちの、自尊感情が育まれ、心豊かにたくましく生きる力を育てる環境の整備とともに、事業の普及活動にもより一層努めていきます。また、子どもたちが、大切な命を次代に受け継いでいくという意識や子どもを生み育てることの意義を学ぶ環境づくりを推進します。

① 子どもと母親の健康の確保

●母子保健施策充実のための体制の整備

障害や疾病の早期発見や、子どもと親の心と体の健やかな成長を支援する基盤づくりを推進していきます。

今後の具体的な方向・事業

No.	事業名称	取り組みの内容	担当課・機関
1	効率的な母子保健事業の充実	保健師等専門職員を中心とした効率的・効果的な母子保健事業をめざしていきます。	健康増進課
2	健康づくり推進事業	各地区健康づくり推進員が地域住民の健康づくりのための活動を実施します。	保健センター

●子どもと母親の健康の確保

障害や疾病の早期発見や、子どもと親の心と体の健やかな成長を支援します。

今後の具体的な方向・事業

No.	事業名称	取り組みの内容	担当課・機関
3	母子健康手帳の交付と妊婦指導 妊婦一般健康診査 受診票交付	妊娠・出産に対する不安や悩みの把握・相談とともに、今後の関わりや支援のきっかけの機会として実施します。また、妊婦の健康管理や異常の早期発見のために、定期的な健康診査の受診を促します。	健康増進課 保健センター
4	母親教室 妊婦への個別の保健指導	妊婦及びその配偶者に対する保健・栄養・歯科指導及び相談、妊娠中・産後の生活についての講話、妊婦体操の実施、調理実習、沐浴指導、不安や悩みの相談、参加者同士の交流等を実施します。また、母子健康手帳の交付時に、個別相談の場を設け、その際アンケートを実施して情報の引き出しを行いながら、保健指導を行い、妊婦の不安の除去に努めていきます。	健康増進課 保健センター
5	乳児（新生児）・産婦訪問指導	家庭訪問による乳児の発育・発達状況や産婦の心身の健康状態の把握、及びそれにとりまなう相談・指導を行います。また、虐待予防の視点からも家庭環境の把握や産婦の不安の軽減に努めていきます。	保健センター

6	乳幼児訪問指導	保健師等が乳幼児の家庭を訪問し、育児や健康についての相談・指導を行います。	保健センター
7	育児教室	生後2～4か月児の保護者に対して、子どもの発育・発達とそれに応じた育児・栄養等についての講話や調理実習、病気とその手当、事故予防についての講話、不安や悩みの相談、参加者同士の交流等を実施します。	保健センター
8	乳幼児健康診査	4・5か月健康診査、9・10か月健康相談、1歳6か月健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査を実施しています。	保健センター
9	カンガルー教室	1歳6か月児健康診査後の要経過観察児及び保護者に対し、遊びや交流を通して児の健全な発育・発達を促すことを目的に実施します。	保健センター
10	予防接種	各種定期予防接種を実施していきます。	保健センター

●小児・妊産婦医療の充実

子どもや妊産婦の健康について相談できる環境や医療体制の提供、知識の普及などに努めていきます。

今後の具体的な方向・事業

No.	事業名称	取り組みの内容	担当課・機関
11	宇陀市立病院小児科の設置	小児医療体制の整備を図り、安心できる医療を提供できるよう努めていきます。	市立病院
12	小児・妊産婦医療情報の提供及び救急医療、情報の提供	市内及び近隣市町村の医療機関に関する情報提供を行うとともに、一次救急、二次救急、三次救急体制の理解を深め、適切な医療を受けることができるように周知を図っていきます。	健康増進課

②食育の推進

乳幼児の食生活は、生涯にわたる健康の基礎になることから、食を通じたところとからだの健やかな成長を支援していきます。

今後の具体的な方向・事業

No.	事業名称	取り組みの内容	担当課・機関
13	食生活改善推進員活動	食生活改善推進員が小学生や保護者を対象に、子どもたちが正しく食べる力をつけることを目的とした教室等を開催します。	保健センター
14	食育の推進	子どもたちが正しい食習慣を身につけ、心身ともに健康な生活を営めるよう、給食等を通じて食に関する指導を推進します。	学校教育課 保育所（園） 幼稚園 小・中学校 給食センター

③ 次代の親の育成支援

次代の親となる子どもたちに、必要な経験、知識を得る機会づくりを推進していきます。

今後の具体的な方向・事業

No.	事業名称	取り組みの内容	担当課・機関
15	異年齢交流・職業体験	職場体験学習の一環として幼稚園・保育所（園）で保育を体験し、中学生・高校生が乳幼児とふれあう機会を広げていきます。	保育所（園） 幼稚園 中学校、高校

④ 就学前教育の充実

家庭、地域、保育所（園）、幼稚園、小学校等がそれぞれの教育機能を高め、互いに連携することで、子どもたちの豊かな育ちと学びの充実を図っていきます。

今後の具体的な方向・事業

No.	事業名称	取り組みの内容	担当課・機関
16	園庭開放	園庭を開放し、保護者の責任のもとで、ふれあいを深める場としています。	保育所（園）
17	保育所（園）・幼稚園と小・中学校の連携	子ども一人ひとりの育ちを確実なものとしていくために、成長発達を見守り促していけるよう、保育所、幼稚園、小学校間の研修や交流を深めます。	保育所（園） 幼稚園 小・中学校
18	乳幼児教育の振興活動	養育者に幼児教育の重要性を知らせたり、子育ての楽しさを理解してもらう事を目的として、クラス・個人別の懇談会を行ったり、クラス・園だよりを配布したり、教育講演会を実施します。	保育所（園） 幼稚園
19	世代間交流事業	地域の方とのふれあい遊びを通して、人とかわることの楽しさを味わったり、人と関わる力を養ったりする機会としてとらえ、保育計画及び交流実践を行っていきます。	保育所（園） 幼稚園

⑤ 信頼される学校づくり

●信頼される学校づくり

基礎・基本の学力を確実に身につけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、豊かな人間性、健康と体力などの「生きる力」を育成するため、「確かな学力」の向上と「心の教育」の充実をめざします。

今後の具体的な方向・事業

No.	事業名称	取り組みの内容	担当課・機関
20	総合学習	「生きる力」の育成を目指し、小・中学校が創意工夫を生かして、これまでの教科の枠を超えた学習をしています。それにより、子どもたちが各教科等で得た個々の知識を結びつけ、生かすことができるよう努めていきます。	小・中学校
21	道徳教育	体験活動を生かした道徳教育、道徳の時間における資料の開発及び効果的な活用、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組む道徳教育について、実践的に研究を行います。	小・中学校
22	部活動の支援	中学生の部活動への参加を促し、活動の活性化を図っていきます。	中学校
23	小学校・中学校等の整備	児童・生徒が安全かつ安心して活動ができるよう、計画的に施設の整備を進めていきます。	学校教育課
24	学校評議員制度の活用	保護者や地域の方々の意見を幅広く聞き、学校（園）経営に生かすために、学校評議員制度の効果的な活用を図っていきます。	幼稚園 小・中学校
25	宇陀市大宇陀区小学校再編	子どもの学習の場として、学校の機能を高め、子どもの教育条件をよりよいものにしていくという教育的な観点から、教育委員会は適正な学校規模（学級数、学級の児童数等）の確保並びに教育環境の整備を内容とする「大宇陀区小学校再編計画」を平成20年8月に策定しました。平成22年4月にまず大宇陀区内4小学校のうち、大宇陀小、守道小、田原小を再編統合し、その後、数年の内に残る野依小についても再編統合し、大宇陀区で1校とする予定です。統合先の大宇陀小学校は、校舎等学校施設の耐震結果を踏まえて新築を計画します。	教育総務課 学校教育課
26	学校施設の開放	小・中学校の体育施設（体育館・運動場）を社会普及等のため、市民の方々に開放します。	学校教育課 小・中学校

●不登校等児童生徒の自立を図り、学習の機会を設定する

不登校等の児童生徒に対して、より適切な対応ができるように、きめ細かな相談体制を構築し、立ち直りを支援していきます。

今後の具体的な方向・事業

No.	事業名称	取り組みの内容	担当課・機関
27	適応指導教室 「はばたき」	宇陀市内小・中学校児童、生徒の自立を図り、在籍校への復帰を促すとともに、状況に応じた適切な指導や学習の機会を設定し、学習継続への意欲化を図ります。	学校教育課

⑥ 障害のある子どもへの支援

障害の有無に関わらず、すべての子どもたちが自分らしく主体的に生活を送ることができるよう、各専門機関が連携しながら、学校、地域においてともに学ぶ機会の充実や環境づくりを推進します。

今後の具体的な方向・事業

No.	事業名称	取り組みの内容	担当課・機関
28	特別児童扶養手当	精神、知的又は身体に中重度の障害を有する20歳未満の児童を養育している方を対象に、経済的負担を軽減するために手当を給付していきます。	福祉課
29	障害児福祉手当	20歳未満の在宅重度障害児で常時介護を必要とする方を対象に、経済的負担を軽減するために手当を給付していきます。	福祉課
30	障害のある子どもに対する自立支援給付事業	身体、知的または精神障害のある18歳未満の方を対象に、居宅介護や児童デイサービス、ショートステイ等のサービスを提供していきます。	福祉課
31	障害児保育事業	保育所、幼稚園の受け入れ体制を充実するとともに、職員が障害児への理解を深め、学校・療育関係機関等と連携を図りながら、子どもの育ちを支援していきます。	保育所（園） 幼稚園
32	心理発達相談事業	心理発達相談員による個別相談を実施し、ケースの発達状況を確認し、今後の関わり方についての指導や支援の方向性についての相談を行います。	保健センター

施策目標2 子どもの安全確保

交通事故や子どもたちを狙った犯罪の増加等、子どもの生活環境は厳しさを増しています。このような被害から子どもを守るため、警察、関係機関、団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教室の実施など総合的な防止対策を進めるとともに、子どもが安全に育つまちづくりを推進します。

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもたちが安全に過ごすことができるよう、園児、児童、生徒への啓発・指導を行うなど、地域における子どもの安全を確保するための活動を推進します。

今後の具体的な方向・事業

No.	事業名称	取り組みの内容	担当課・機関
33	交通安全登校児童指導	春と秋の交通安全運動期間中、小学生の通学時間に合わせて主要交差点において交通指導を実施していきます。	総務課
34	交通安全教室	幼稚園・保育所（園）・小学校・中学校の園児、児童、生徒を対象に、警察の協力を得て、交通安全教室を実施していきます。	総務課 保育所（園） 幼稚園 小・中学校
35	乳幼児用補助装置貸与業務事業	新生児から6か月未満の乳児を保護養護している人を対象に、チャイルドシートを貸与することにより、乳児の安全と保護者の経済的負担を軽減していきます。	福祉課
36	交通対策協議会による地域の安全対策の推進	関係機関の長で構成された協議会により、交通安全対策の協議、推進活動を実施していきます。	総務課

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

地域住民の協力を得て、子どもたちを犯罪等から守るための活動を推進します。

今後の具体的な方向・事業

No.	事業名称	取り組みの内容	担当課・機関
37	「子ども110番の家」旗の設置	子どもが外出時に危険を感じたときなど助けを呼べる家を旗により表示し、子どもを犯罪等の被害から守っていきます。	総務課 教育総務課
38	防犯ブザーの配布	小学校・中学校の新生生及び転校生に、防犯及び安全対策のため防犯ブザーを配布し、防犯意識の向上と対策の充実を図ります。	学校教育課
39	青色防犯パトロール	市内各幼稚園・小学校・中学校の周辺及び通学路を中心に、公用車に青色回転灯を装着し、青色防犯パトロールを実施して子どもたちの安全確保に努めます。	総務課 教育総務課
40	生活安全推進協議会による地域の安全対策の推進	関係機関の長で構成された協議会により、犯罪抑制や防犯対策などの協議、推進活動を実施していきます。	総務課 危機管理課
41	防犯教室	幼稚園・保育所（園）・小学校・中学校の園児、児童、生徒を対象に警察の協力を得て、防犯教室を実施していきます。	総務課 保育所（園） 幼稚園 小・中学校

③ 青少年健全育成事業の推進

青少年の健全な育成を阻害する環境又は非行を誘発する行為を防止し、青少年の健全な育成に努めていきます。

今後の具体的な方向・事業

No.	事業名称	取り組みの内容	担当課・機関
42	喫煙飲酒防止対策の推進	中学生を対象に、喫煙・飲酒についての正しい知識を啓発し、未成年の喫煙・飲酒を防止していきます。	中学校 保健センター
43	街頭啓発	青少年の問題行動の早期発見と未然防止の目的のために、市青少年健全育成協議会との連携により街頭啓発活動を実施していきます。	人権生涯学習課
44	啓発標語募集	市青少年健全育成協議会との連携により青少年の健全育成のための啓発標語募集を行います。	人権生涯学習課
45	講演会の実施	市青少年健全育成協議会との連携により青少年の健全育成のための講演会を実施していきます。	人権生涯学習課
46	絵本の読み聞かせ事業	乳幼児とその保護者を対象に、図書館や児童館で、本に親しむ習慣を身に付けるために、絵本の読み聞かせ及び絵本の紹介を行います。	図書館 児童館

施策目標3 子どもの人権の尊重と権利擁護の推進

すべての人々が人権感覚を身につけ、自ら考え、積極的に行動できるような社会の実現をめざして、地域社会における人権教育、学習機会の充実を図っていきます。そして社会問題になっている児童虐待やいじめ等の未然防止と早期発見に努め、相談・支援体制の充実を図ります。また、子どもたちが人権問題に正しい理解を持ち行動できるよう、人権教育を推進します。

① 人権教育の推進

すべての市民の人権が尊重される社会づくりを目指します。

今後の具体的な方向・事業

No.	事業名称	取り組みの内容	担当課・機関
47	小中学校での人権教育の推進	一人ひとりの人権を尊重し、お互いを認め合い、大切にすなかまづくりを進め、いのちの大切さや差別に気づき、共に生きる感性や行動力を育成します。	学校教育課 小・中学校
48	保育所（園）・幼稚園での人権教育	子どもの自尊感情を育み、一人ひとりの違いを認め合い、豊かななかま関係を育てていきます。	学校教育課 保育所（園） 幼稚園
49	子ども人権（地域ふれあい活動体験）事業	中学生等を対象とし、家庭、学校、地域が一体となった人権教育の推進から、地域のボランティアの力を借り、地域の大人と中学生が共に活動することを通して、社会性（自主性・創造性）を培うとともに、人とのつながりの大切さを学ぶ活動を行っていきます。	人権生涯学習課

② 児童虐待防止対策の充実

子どもへの虐待は、心身の成長に大きな影響を与える重大な人権侵害であるということ、保護者をはじめ、市民に啓発し、児童虐待の早期発見と予防に努めていきます。

今後の具体的な方向・事業

No.	事業名称	取り組みの内容	担当課・機関
50	要保護児童対策地域協議会	保護者のいない児童または保護者に監護させることが適当でない児童、及びその保護者に関する情報その他要保護児童等の適当な保護を図る為に必要な情報の交換を行うとともに、支援に関する協議を行っていきます。	福祉課
51	虐待の早期発見と予防、対応	虐待の予防について啓発し、保育所（園）、幼稚園、小学校・中学校の健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の早期発見や民生児童委員等関係機関と連携した支援、対応を行っていきます。	福祉課 保健センター 学校教育課 保育所（園） 幼稚園 小・中学校
52	個別事例検討会議（ケース会議）	個別事例検討会議において、要保護児童等の状況の把握及び問題点の確認、経過報告、情報の共有、役割分担、共通の認識、主担当機関の決定、援助及び支援計画を検討していきます。	福祉課

施策目標4 子育てを支援する生活環境づくり

希望するすべての人が出産・子育てを安心して実現できるため、子育てに優しい生活環境の整備をめざすとともに、すべての子育て家庭への支援として、育児相談や親たちが気軽に集える場の提供などの施策の普及強化や利用しやすい仕組みづくりに取り組んでいきます。また、子育て中の親が社会参加しやすいよう、家庭支援の充実を図るため関係機関との連携を密にします。

① すべての子育て家庭への支援

子育てに対する不安や心配を解消するために、家庭・地域・行政が連携しながら、子育て家庭へのニーズに対応した事業を推進していきます。

今後の具体的な方向・事業

No.	事業名称	取り組みの内容	担当課・機関
53	地域子育て支援拠点事業	主に就園前の児童及び保護者を対象に、地域において子育て親子の交流を促進する場を提供するとともに、親子教室、子育て等の相談、情報提供、講習会等の実施、親子サークル活動の支援等を実施していきます。	学校教育課 保育所（園）
54	子育てサポートクラブ	生後6か月から小学校3年生までの子どもを養育している方を対象に、安心して子どもを産み育てることができる環境実現のため、子育てサポートクラブを設置し、仕事と育児の両立及び地域の子育て支援の環境づくりに取り組んでいきます。今後は、定期的に養成講座を実施し、会員を増やし、地域で子育ての支援を行っていきます。	福祉課
55	児童手当 子ども手当	12歳までの子どもを養育している方を対象に、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。 なお、平成22年度は、15歳までの子どもに拡大して子ども手当が新設されます。	福祉課
56	乳児医療費助成制度	0歳～小学校就学前（6歳の年度末まで）の乳幼児を養育している方に対し、乳幼児に係る医療費の一部を助成し、乳幼児の健康保持と福祉の増進を図っていきます。	保険年金課
57	国民健康保険出産育児一時金	国民健康保険被保険者の妊産婦に対して、出産育児一時金の支給を行い、保護者の経済的負担を軽減していきます。	保険年金課
58	宇陀市立幼稚園保育料減免	宇陀市立幼稚園の園児の保護者に対して、保育料支払いの経済的負担が大きい階層を対象に、保育料の減免措置を行っていきます。	学校教育課
59	就学援助	小・中学校に在籍している児童・生徒で生活保護を受けている家庭やそれに準じる程度に困窮している家庭を対象に、学用品費、給食費、修学旅行費などの教育費の一部を助成していきます。	学校教育課

60	宇陀市ぬくもり修学奨励金	学校教育法に規定する高等学校、高等専修学校、高等専門学校、短期大学、大学にその年度に入学した人で宇陀市に住所があり市民税非課税世帯であり、向学心に富み、将来のまちづくり活動に積極的に取り組む意欲を持っている人に対して、高等学校・高等専修学校は6万円、高等専門学校・大学（短期大学）は12万円の修学奨励金を支給していきます。	学校教育課
61	出産祝い事業	新生児の誕生日を祝い、健やかな成長を願って祝い品を贈っていきます。	福祉課

施策目標5 子育てと仕事との両立の支援

働きながら子育てをしている人たちのために、多様な保育サービスの充実を図っていくとともに、子育てと仕事の両立が困難な状況に置かれがちなひとり親家庭に対して、自立支援の充実に取り組んでいきます。また、男女が共同して子育てをする意識の高まりや「仕事と生活の調和」を実現することができる社会を目指し、国や奈良県とともに啓発活動を進めていきます。

① 多様な保育サービスの充実

子どもを預けられる保育環境を整え、就労形態の多様化に伴う保育需要の変化に対応した、多様な保育サービスの提供など、保護者が安心して就労し子育てができるように支えていきます。

今後の具体的な方向・事業

No.	事業名称	取り組みの内容	担当課・機関
62	保育所の整備	老朽化した園舎等の改修及び耐震化を進め、保育施設の充実と環境の向上を図ります。	学校教育課
63	通常保育事業	児童福祉法に基づき、保育に欠ける0歳児～就学前の乳幼児等を保育所にて保育を行います。	学校教育課 保育所（園）
64	一時預かり保育事業	市内に住所を有する者で保育所に入っていない就学前児童を対象に、女性の就労形態の多様化や、保護者の傷病等による緊急時の保育、または保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的な理由による一時的な保育を週3日程度行います。	学校教育課 保育所（園）
65	延長保育事業	養育者が通常の保育時間外に居宅外で労働又は居宅内で日常家事以外の労働をしている場合に乳幼児を預かります。	学校教育課 保育所（園）
66	預かり保育事業	保護者からの要望に応じて、幼稚園における預かり保育を実施します。	学校教育課 幼稚園
67	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	保護者が仕事等の理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。	福祉課
68	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合若しくは経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、実施施設において養育・保護を行います。（7日以内）	福祉課
69	放課後児童健全育成事業（学童保育）	放課後の時間帯において、保護者の代わりに家庭的機能を補いながら「生活」の場を提供し「遊び」や「生活」を通してその子どもの健全育成を図っていきます。	人権施策課 児童館 学校教育課

② ひとり親家庭に対する自立支援の推進

ひとり親家庭が生活の基盤を築き、安定した日常生活を送ることができるよう、直面する問題に対して支援を行っていきます。

今後の具体的な方向・事業

No.	事業名称	取り組みの内容	担当課・機関
70	児童扶養手当	母子家庭や父が重度の障害のある家庭に対して、児童扶養手当を支給していきます。平成22年度からは、父子家庭にも拡大していきます。	福祉課
71	母子医療費助成制度	母子家庭の母子の健康の保持増進を図り、母子家庭の生活の安定と福祉の向上のため、医療費の一部を助成していきます。	保険年金課

③ 男女共同子育ての推進

男女が互いに人権を尊重しつつ子育ての責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、共に子育てに取り組むことができる社会の実現をめざします。

今後の具体的な方向・事業

No.	事業名称	取り組みの内容	担当課・機関
72	男女共同参画社会の必要性の啓発	宇陀市男女共同参画計画に基づき、仕事をしながら子育てをすることへの理解と支援の必要性の啓発や講演会を行っていきます。	人権施策課
73	男女共同参画による子育ての促進	妊婦の配偶者・乳幼児の養育者に対して、妊娠届け時や予防接種、乳幼児健診等の場面で父親の育児参加を促していきます。	健康増進課 保健センター

施策目標6 地域における子育ての支援

子育て中の親が子育てに喜びを感じ、責任をもって子育てができるよう、地域社会の温かい見守りや支援等の地域活動がしやすい環境整備を進めます。また、人や施設など地域資源を活用した多様な体験活動の機会を充実させるよう、人と人のネットワークづくりを進めます。

① 子育て支援のネットワークづくり

地域の中で、親同士が交流したり、子育てに関する相談について話ができるサークル活動の支援を推進し、必要なときに必要な情報を得ることができるよう取り組んでいきます。

今後の具体的な方向・事業

No.	事業名称	取り組みの内容	担当課・機関
74	子育てサークル活動 育成支援事業	サークル間の交流や活動場所の提供、活動内容や運営に関する助言・指導を行うことにより、サークル独自の主体的活動を支援していきます。	保育所（園）
75	子育て情報の提供	情報誌「すくすく」を発行し、関係機関と連携して子育て情報の提供を行っていきます。	福祉課

② 子どもの多様な体験活動の機会の充実

地域の環境や特性を活用し、子どもたちがさまざまな体験活動のできる場と機会の充実に努めていきます。

今後の具体的な方向・事業

No.	事業名称	取り組みの内容	担当課・機関
76	文化芸術活動体験交流	廃校になった小学校施設を活用し、自然体験や文化芸術活動を通じて交流活動を図っていきます。また、地域の環境や特性を活かし、地域住民だけでなく、都市住民との交流も図っていきます。	企画課
77	子どもフェスタ	市内の子どもとその保護者を対象に、仲間作りや参加者の交流を図るための各種プログラムを実施していきます。	人権生涯学習課
78	市スポーツ少年団	市内在住の小学1年生から19歳以下の男女を対象として結成。各団での活動はもとより、親善球技大会等の実施、子どもフェスタへの参画を行っていきます。	人権生涯学習課
79	ジュニアリーダー養成	市子ども会連合会との連携により、リーダー養成を行っていきます。	人権生涯学習課
80	子ども会連合会	子どもの健全育成、指導者、ジュニアリーダーの育成を目的とし、会員・保護者・育成者等が共に楽しめる魅力ある事業を展開していきます。	人権生涯学習課

③ 子どもの居場所づくり

地域において、子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる居場所づくりを目指します。

今後の具体的な方向・事業

No.	事業名称	取り組みの内容	担当課・機関
81	児童館活動	市内の小学生を対象に、健全な遊びを通して、健康を増進し、情操を豊かにする目的で活動していきます。また、「こどもの居場所」として、学童保育、地域組織活動の育成等を行っていきます。	人権施策課 児童館
82	地域放課後子ども教室 推進事業	小学生を対象に放課後や週末等に子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進していきます。	人権生涯学習

第5章 目標事業量

「次世代育成支援対策推進法」において、特定事業に関する目標事業量の設定が定められており、厚生労働省の指針では、「潜在的なニーズを把握しつつ、現在の利用実態などから目標事業量を設定する」という考え方が示されています。

宇陀市においては、ニーズ調査の結果や各事業の実施状況、地域特性などを十分に勘案し、特定事業に関する目標事業量を設定します。

		実績見込値		目標値		備考
		平成21年度	平成26年度	平成21年度	平成26年度	
平日昼間の保育サービス						
3歳未満児	認可保育所(園)	(人)	170	180		
	保育5サービス*1	(人)	170	180		
	うち 家庭的保育事業	(人)	未実施	検討		ニーズに合わせて検討
3歳以上児	認可保育所(園)	(人)	341	316		
	保育5サービス*1	(人)	341	316		
	保育6サービス*2 うち 認可保育所+家庭的保育+幼稚園の預かり保育	(人)	461	436		
全体	特定保育事業	(人)	-	-		ニーズに合わせて検討
		(か所)	未実施	検討		
夜間帯の保育サービス						
延長保育事業	(人)	6	6			
	(か所)	2	2			
夜間保育事業	(人)	-	-		ニーズに合わせて検討	
	(か所)	未実施	検討			
トワイライトステイ事業	(人)	0	8			
	(か所)	1	1			
休日保育事業	(人)	-	-		ニーズに合わせて検討	
	(か所)	未実施	検討			
病児・病後児保育事業	(日数)	-	-		ニーズに合わせて検討	
	(か所)	未実施	検討			
うち 体調不良児対応型	(日数)	-	-		ニーズに合わせて検討	
	(か所)	未実施	検討			
うち 病児対応児・病後児対応型	(日数)	-	-		ニーズに合わせて検討	
	(か所)	未実施	検討			
一時預かり事業	(日数)	1,082	1,591			
	(か所)	4	5			

		実績 見込値	目標値	備 考
		平成 21年度	平成 26年度	
ショートステイ事業	(か所)	1	1	
放課後児童健全育成事業	(人)	165	165	
	(か所)	7	5	
地域子育て支援拠点事業	(か所)	3	3	
ファミリー・サポート・センター事業	(か所)	0	1	現在は、子育てサポートクラブとして実施

※ 1 保育5サービス：認可保育所（園）・家庭内保育（保育ママ）・事業所内保育所・自治体指定保育園（家庭保育室）・その他の保育施設

※ 2 保育6サービス：保育5サービス+幼稚園の預かり保育

● 目標事業量を算出するにあたって使用した推計児童数

	就学前児童			小学生			中・高生	合計
	3歳未満	3歳以上	計	6~8歳	9~11歳	計	12~17歳	
平成21年	589人	684人	1,273人	769人	841人	1,610人	1,887人	4,770人
平成26年	471人	573人	1,044人	617人	691人	1,308人	1,563人	3,915人

※ 平成21年は実績値、平成26年はコーホート変化率法による推計値（各年4月1日現在）

※ 資料は住民基本台帳、外国人登録の性別各歳人口

※ 「コーホート」とは、同じ年（期間）に生まれた人の集団のことをあらわします。「コーホート変化率法」とは、人口推計法のひとつで、過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づいて推計する手法のことです。

第6章 計画の推進に向けて

1. 推進体制づくり

(1) 庁内推進体制

次世代育成支援に関する施策は、目標事業量の達成状況を毎年公表することによって、毎年度の関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、福祉課が中心となり、関係各課が連携して施策に取り組める体制づくりを進め、本計画を着実に推進していきます。

(2) 市民・関係団体等との協働体制

次世代育成の取り組みは、市民・関係団体等の参画が必要となります。そこで、ホームページや広報紙などの媒体や様々な機会を通じて、積極的に計画の周知・啓発を進め、市民からの意見を取り入れるようにするとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りながら、計画を推進していきます。

2. 計画の進行管理

本計画の施策目標において、アウトプット（施策・事業実施量）やアウトカム（成果）の視点に立ち、数値目標などを踏まえた進捗管理や評価を進めていきます。

また、庁内推進体制などにおいて、PDCAサイクル（「PLAN（計画）」「DO（実施・実行）」「CHECK（検証・評価）」「ACTION（改善）」のプロセスを踏まえた計画の進行管理の実施に努めていきます。

施策目標の評価指標として以下の項目を設定し、達成に努めていきます。

施策目標	評価項目	現状	目標	評価資料・備考	
子どもが心身ともに健やかに成長するための支援	かかりつけ医のいる割合			●二一ズ調査 現状は平成20年度調査結果	
	就学前児童保護者	65.2%	増加		
	小学生児童保護者	67.1%	増加		
子どもの安全確保	子ども（20歳以下）が巻き込まれた交通事故や犯罪の件数	犯罪	1件	0件	●警察資料 現状は平成20年度
		交通事故	18件	0件	
子どもの人権尊重と権利擁護の推進	児童虐待認知件数	9件	0件	●宇陀市要保護児童対策地域協議会 現状は平成20年度	
子育てを支援する生活環境づくり	子育てに対する不安感や負担感を感じる割合	就学前児童保護者	51.7%	減少	●二一ズ調査 現状は平成20年度調査結果
		小学生児童保護者	60.5%	減少	

子育てと仕事との両立支援	仕事と子育てを両立させる上で「子どもと接する時間が少ない」ことが大変だと感じている割合 就学前児童保護者 51.5% 小学生児童保護者 46.7%	減少 減少	●ニーズ調査 現状は平成20年度調査結果
地域における子育ての支援	子育てサークルなど自主的活動に参加している割合 就学前児童保護者 24.4% 小学生児童保護者 5.7%	増加 増加	●ニーズ調査 現状は平成20年度調査結果

1. 宇陀市次世代育成支援行動計画策定及び推進委員会要綱

宇陀市次世代育成支援行動計画策定及び推進委員会要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の基本理念に基づき、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を実現するため、宇陀市次世代育成支援行動計画策定及び推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 宇陀市次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 宇陀市次世代育成支援行動計画策定及び推進プロジェクトチームに対する指導及び助言
- (3) 行動計画の見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別に定める者をもって組織する。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、会長は、副市長の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、委員会を掌理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、第3条に規定する委員のほか、必要な者の出席を求めることができる。

(設置期間)

第6条 委員会は、行動計画の策定終了後、適宜計画の検証を行い、後期行動計画の策定後解散するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成18年宇陀市告示第15号）

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年宇陀市告示第49号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年宇陀市告示第92号）

この告示は、告示の日から施行する。

2. 宇陀市次世代育成支援行動計画策定及び推進委員会名簿

宇陀市次世代育成支援行動計画策定及び推進委員名簿

(平成22年2月現在)

職 名	氏 名
主任児童委員代表	松田 皓司
青少年健全育成協議会代表	植田 安博
園長代表	薄木 博子
社会教育委員代表	的場 靖彦
宇陀警察署生活安全課長	村本 宗重
宇陀市PTA協議会代表	木下 元弘
宇陀市学童保育指導員代表	吉田 玲子
大和育成園園長	岡田 悟
しらゆり保育園園長	田中 裕理
副市長	森田 博
教育委員会事務局長	穴田 宗宏
健康福祉部長	上田 順啓

3. 宇陀市次世代育成支援行動計画策定及び推進プロジェクトチーム要綱

宇陀市次世代育成支援行動計画策定及び推進プロジェクトチーム要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)の基本理念に基づき、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を実現するため、宇陀市次世代育成支援行動計画策定及び推進プロジェクトチーム(以下「チーム」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 チームは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 宇陀市次世代育成支援行動計画(以下「行動計画」という。)の策定に関すること。
- (2) 行動計画の見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 チームは、別に定める者をもって組織する。

2 チームリーダーは、福祉課長をもって充てる。

(会議)

第4条 チームの会議は、チームリーダーが必要に応じて招集する。

2 チームリーダーは、前条に規定するメンバーのほか、必要な者の出席を求めることができる。

(設置期間)

第5条 チームは、行動計画の策定終了後、適宜計画の検証を行い、後期行動計画の策定後解散するものとする。

(庶務)

第6条 チームの庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成18年宇陀市告示第14号)

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成20年宇陀市告示第91号)

この告示は、告示の日から施行する。

4. 計画策定の経緯

(1) 宇陀市次世代育成支援行動計画策定及び推進委員会

	開催日時	議事
第1回会議	平成21年5月27日(水) 午前10時～	①宇陀市次世代育成支援行動計画策定及び推進委員会要項について ②ニーズ調査結果報告について ③計画策定の流れについて
第2回会議	平成21年11月27日(金) 午後2時～	①次世代育成支援後期行動計画素案について ②保育サービス目標事業量等について
第3回会議	平成22年2月3日(水) 午後2時～	①次世代育成支援後期行動計画書について

(2) 宇陀市次世代育成支援行動計画策定及び推進プロジェクトチーム

	開催日時	議事
第1回会議	平成21年2月5日(木) 午後2時～	①ニーズ調査内容の検討について
第2回会議	平成21年7月8日(水) 午前9時30分～	①ニーズ調査結果について ②具体的施策の評価シートについて
第3回会議	平成21年11月10日(火) 午後2時～	①評価シートについて
第4回会議	平成21年12月22日(火) 午前9時30分～	①計画書素案の最終確認について

(3) 事前打合せ実務者会議(関係課による)

	開催日時	議事
第1回会議	平成20年9月3日(水) 午後2時～	①次世代育成支援の内容について ②要綱の見直しについて ③プロジェクトチームの編成について
第2回会議	平成20年10月20日(月) 午後1時30分～	①ニーズ調査内容の検討について
第3回会議	平成21年1月30日(金) 午後1時30分～	①ニーズ調査の内容について ・ 専門用語の説明について ・ 関係部署の内容について

宇陀市次世代育成支援後期行動計画
平成 22 年 3 月

発 行 宇陀市
〒633-0292 奈良県宇陀市榛原区下井足 17 番地の 3
電話 (0745) 82-8000 (代)

編 集 宇陀市健康福祉部福祉課